

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成31年3月 第2回訂正分)

株式会社エードット

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成31年3月19日に関東財務局長に提出し、平成31年3月20日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成31年2月25日付をもって提出した有価証券届出書及び平成31年3月11日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集550,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し140,000株(引受人の買取引受による売出し50,000株・オーバーアロットメントによる売出し90,000株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成31年3月19日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出致しましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正致します。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

< 欄外注記の訂正 >

(注) 2. 当社は、みずほ証券株式会社に対し、上記発行株式数のうち、**13,500株を**、福利厚生を目的に当社従業員持株会(名称:エードット社員持株会)を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。みずほ証券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先(親引け先)の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

2 【募集の方法】

平成31年3月19日に決定された引受価額(1,021.20円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格1,110円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金と致します。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「268,180,000」を「280,830,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「268,180,000」を「280,830,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。
5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされています。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1,110」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1,021.20」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3.」を「510.60」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4.」を「1株につき1,110」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定致しました。
発行価格等の決定に当たりましては、仮条件(1,010円～1,110円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施致しました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,110円と決定致しました。
なお、引受価額は1,021.20円と決定致しました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,110円)と会社法上の払込金額(858.50円)及び平成31年3月19日に決定された引受価額(1,021.20円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金です。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は510.60円(増加する資本準備金の額の総額280,830,000円)と決定致しました。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,021.20円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当致します。
7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針です。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、平成31年3月28日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,021.20円)を払込むことと致します。
3. 引受手数料は支払われません。但し、発行価格と引受価額との差額(1株につき88.80円)の総額は引受人の手取金となります。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 1. 上記引受人と平成31年3月19日に元引受契約を締結致しました。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託致します。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額(円)」の欄：「536,360,000」を「561,660,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「528,360,000」を「553,660,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額553,660千円については、設備投資資金、採用活動費及び人件費、借入金返済並びに運転資金に充当する予定であります。

具体的には、事業拡大のためのオフィス移転に伴う建物付属設備等の設備投資資金に24,000千円(平成31年6月期)、優秀な人材を確保するための採用活動費及び人件費に73,000千円(平成31年6月期：20,000千円、平成32年6月期：20,000千円、平成33年6月期：33,000千円)、財務バランスの改善を目的とした金融機関からの借入金返済充当資金として50,000千円(平成31年6月期)、事業拡大に伴い増加する外注費及びオフィス移転に伴い増加する賃料等の運転資金として406,660千円(平成31年6月期：33,000千円、平成32年6月期：100,000千円、平成33年6月期以降：273,660千円)に充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成31年3月19日に決定された引受価額(1,021.20円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,110円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「53,000,000」を「55,500,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「53,000,000」を「55,500,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1. (注)2. 」を「1,110」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2. 」を「1,021.20」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2. 」を「1株につき1,110」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3. 」を「(注)3.」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定致しました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定致しました。

3. 元引受契約の内容

金融商品取引業者の引受株数 みずほ証券株式会社 50,000株
引受人が全株買取引受を行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき88.80円)の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成31年3月19日に元引受契約を締結致しました。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「95,400,000」を「99,900,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「95,400,000」を「99,900,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を**勘案した結果**、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一です。

(注)5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1,110」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1株につき1,110」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成31年3月19日に決定致しました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. グリーンシュエアプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である伊達晃洋(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、90,000株について貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエアプション」という。)を、平成31年4月23日を行使期限として貸株人より付与されております。

また、主幹事会社は、平成31年3月29日から平成31年4月23日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエアプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日(当日を含む。)後180日目の日(平成31年9月24日)までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

< 欄内の記載の訂正 >

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定(「第1 募集要項」における募集株式のうち、14,800株を上限として平成31年3月19日(発行価格等決定日)に決定される予定であります。)」を「当社普通株式 13,500株」に訂正。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、平成31年3月19日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格(1,110円)と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

< 欄内の数値の訂正 >

「エドット社員持株会」の「公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)」の欄：「58,800」を「57,500」に訂正。

「エドット社員持株会」の「公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)総数に対する所有株式数の割合(%)」の欄：「2.26」を「2.21」に訂正。

「計」の「公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)」の欄：「1,847,250(165,950)」を「1,845,950(165,950)」に訂正。

「計」の「公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)総数に対する所有株式数の割合(%)」の欄：「71.09(6.39)」を「71.04(6.39)」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 2. 公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)総数に対する所有株式数の割合は、平成31年2月25日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)総数に、公募による募集株式発行、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成31年3月 第1回訂正分)

株式会社エードット

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成31年3月11日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成31年2月25日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集550,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成31年3月11日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し140,000株(引受人の買取引受による売出し50,000株・オーバーアロットメントによる売出し90,000株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」を追加記載するため、並びに「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等」及び「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 1 第三者割当等による株式等の発行の内容」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出致しましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正致します。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

< 欄外注記の訂正 >

(注) 2. 当社は、みずほ証券株式会社に対し、上記発行株式数のうち、14,800株(※)を上限として、福利厚生を目的に当社従業員持株会(名称:エードット社員持株会)を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。みずほ証券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先(親引け先)の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

※取得金額の上限として要請した金額を、仮条件の下限価格により除して算出した見込みの株式数(100株未満切り捨て)であります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

2 【募集の方法】

平成31年3月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成31年3月11日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(858.50円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金と致します。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「255,530,000」を「268,180,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「255,530,000」を「268,180,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件(1,010円~1,110円)の平均価格(1,060円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は583,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2.」を「858.50」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定致します。

仮条件は、1,010円以上1,110円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成31年3月19日に引受価額と同時に決定する予定です。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定致しました。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(858.50円)及び平成31年3月19日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(858.50円)を下回る場合は新株式の発行を中止致します。

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「みずほ証券株式会社460,000、S M B C日興証券株式会社27,000、株式会社S B I証券27,000、エース証券株式会社9,000、いちよし証券株式会社9,000、マネックス証券株式会社6,000、岡三証券株式会社6,000、岩井コスモ証券株式会社6,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成31年3月19日)に元引受契約を締結する予定です。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針です。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「511,060,000」を「536,360,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「503,060,000」を「528,360,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,010円~1,110円)の平均価格(1,060円)を基礎として算出した見込額です。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額528,360千円については、設備投資資金、採用活動費及び人件費、借入金返済並びに運転資金に充当する予定であります。

具体的には、事業拡大のためのオフィス移転に伴う建物付属設備等の設備投資資金に24,000千円(平成31年6月期)、優秀な人材を確保するための採用活動費及び人件費に73,000千円(平成31年6月期：20,000千円、平成32年6月期：20,000千円、平成33年6月期：33,000千円)、財務バランスの改善を目的とした金融機関からの借入金返済充当資金として50,000千円(平成31年6月期)、事業拡大に伴い増加する外注費及びオフィス移転に伴い増加する賃料等の運転資金として381,360千円(平成31年6月期：33,000千円、平成32年6月期：100,000千円、平成33年6月期以降：248,360千円)に充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「50,500,000」を「53,000,000」に訂正。
「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「50,500,000」を「53,000,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 3. 売出価額の総額は、仮条件(1,010円～1,110円)の平均価格(1.060円)で算出した見込額であります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「90,900,000」を「95,400,000」に訂正。
「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「90,900,000」を「95,400,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 5. 売出価額の総額は、仮条件(1,010円～1,110円)の平均価格(1.060円)で算出した見込額です。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一です。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日(当日を含む。)後180日目の日(平成31年9月24日)までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	エードット社員持株会(理事長 柏崎 智美) 東京都渋谷区渋谷二丁目16番1号
b. 当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	従業員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	未定(「第1 募集要項」における募集株式のうち、14,800株を上限として平成31年3月19日(発行価格等決定日)に決定される予定であります。)
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	払込みに要する資金として、従業員持株会における積立資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社の従業員で構成する従業員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格等決定日(平成31年3月19日)に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)総数 に対する所有株式数の割合 (%)	公募による 募集株式発行 及び引受人の 買取引受に よる売出し後 の所有株式数 (株)	公募による 募集株式発行 及び引受人の 買取引受に よる売出し後 の株式(自己 株式を除く。) 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
伊達 晃洋	東京都板橋区	1,250,000	61.02	1,200,000	46.18
㈲T	東京都板橋区舟渡1-13 -10-2503	300,000	14.65	300,000	11.55
仲亀 敦	神奈川県川崎市中原区	95,000 (95,000)	4.64 (4.64)	95,000 (95,000)	3.66 (3.66)
㈱ワンセンチュリーカン パニー	東京都目黒区大橋1-2 -5KSビル5階	75,000	3.66	75,000	2.89
エードット社員持株会	東京都渋谷区渋谷2-16 -1	44,000	2.15	58,800	2.26
瓜生 健太郎	東京都文京区	37,500	1.83	37,500	1.44
牧野 圭太	東京都目黒区	36,000 (36,000)	1.76 (1.76)	36,000 (36,000)	1.39 (1.39)
玉塚 元一	東京都渋谷区	15,000 (5,000)	0.73 (0.24)	15,000 (5,000)	0.58 (0.19)
小野川 翼	神奈川県横浜市鶴見区	15,000 (15,000)	0.73 (0.73)	15,000 (15,000)	0.58 (0.58)
吉田 光志	東京都世田谷区	14,950 (14,950)	0.73 (0.73)	14,950 (14,950)	0.58 (0.58)
計	—	1,882,450 (165,950)	91.90 (8.10)	1,847,250 (165,950)	71.09 (6.39)

(注) 1. 所有株式数及び株式(自己株式を除く。)総数に対する所有株式数の割合は、平成31年2月25日現在のものです。

2. 公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)総数に対する所有株式数の割合は、平成31年2月25日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)総数に、公募による募集株式発行、引受人の買取引受による売出し及び親引け(14,800株を上限として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式(自己株式を除く。)総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

第二部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

② 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備・運用状況又は準備状況
(省略)

b. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門担当取締役とし、これに該当する者がいない場合は、管理部門担当執行役員を担当とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

(省略)

⑤ 社外取締役

当社は社外取締役として、玉塚元一氏、松崎文治氏、松木大輔氏及び阿部慎史氏の4名(内、松崎文治氏、松木大輔氏、阿部慎史氏は監査等委員)を選任しております。当該社外取締役は、社外取締役間での連携を密にすることによって情報共有を行ない、必要に応じて当社管理部、内部監査担当、会計監査人等と相互連携を図ることによって、当社の意思決定に対して幅広い視野をもった第三者の立場から適時適切な意見の提供を行なっております。

(省略)

第四部 【株式公開情報】

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式②	株式③	株式④
発行年月日	平成28年9月6日	平成29年5月31日	平成29年9月29日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	180株	1,820株	360株
発行価格	7,000円 (注) 5	30,000円 (注) 5	30,000円 (注) 5
資本組入額	3,500円	15,000円	15,000円
発行価額の総額	1,260,000円	54,600,000円	10,800,000円
資本組入額の総額	630,000円	27,300,000円	5,400,000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—	(注) 2

項目	株式⑤
発行年月日	平成30年9月29日
種類	普通株式
発行数	26,000株
発行価格	866円 (注) 5
資本組入額	433円
発行価額の総額	22,516,000円
資本組入額の総額	11,258,000円
発行方法	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2

項目	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	平成28年7月1日	平成29年7月18日	平成30年7月19日
種類	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 1,890株	普通株式 2,110株	普通株式 82,000株
発行価格	7,000円 (注) 5	30,000円 (注) 5	866円 (注) 5
資本組入額	3,500円	15,000円	433円
発行価額の総額	13,230,000円	63,300,000円	71,012,000円
資本組入額の総額	6,615,000円	31,650,000円	35,506,000円
発行方法	平成28年5月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成29年7月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成30年7月19日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 3、4	(注) 3、4

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、(株)東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (4) 当社が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (5) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成30年6月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権(以下、「割当新株予約権」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 4. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 5. 発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

新株式発行並びに
株式売出届出目論見書

平成31年2月

adot

株式会社エードット

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式472,175千円(見込額)の募集及び株式50,500千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式90,900千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成31年2月25日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社エードット

東京都渋谷区渋谷二丁目16番1号

事業の概要

当社は、「夢を応援する社会をつくる」ということをミッションに掲げ、顧客の企業としてのブランド価値や商品・サービスのブランド価値を高めるため、グループ各社と連携し、一般消費者へのイメージアップや認知度・購買意欲の向上等を図るためのソリューションを提供するブランディング事業を行っております。

「ブランド」は、差別化要因としてユーザーの意識の中に構築されるポジティブイメージであり、情報や視覚、接触、体験等を通じて蓄積される無形の資産です。当社グループはそうした無形の資産であるブランドを顧客企業そのものや商品・サービスに関して構築するため、種々のソリューションサービスを提供しております。

当社グループは下表のとおり、様々なサービスを内製化しており、主に当社が「SPサービス」や「PRサービス」を、子会社の㈱カラスが「クリエイティブサービス」を、同㈱噂が「バズサービス」を提供しております。

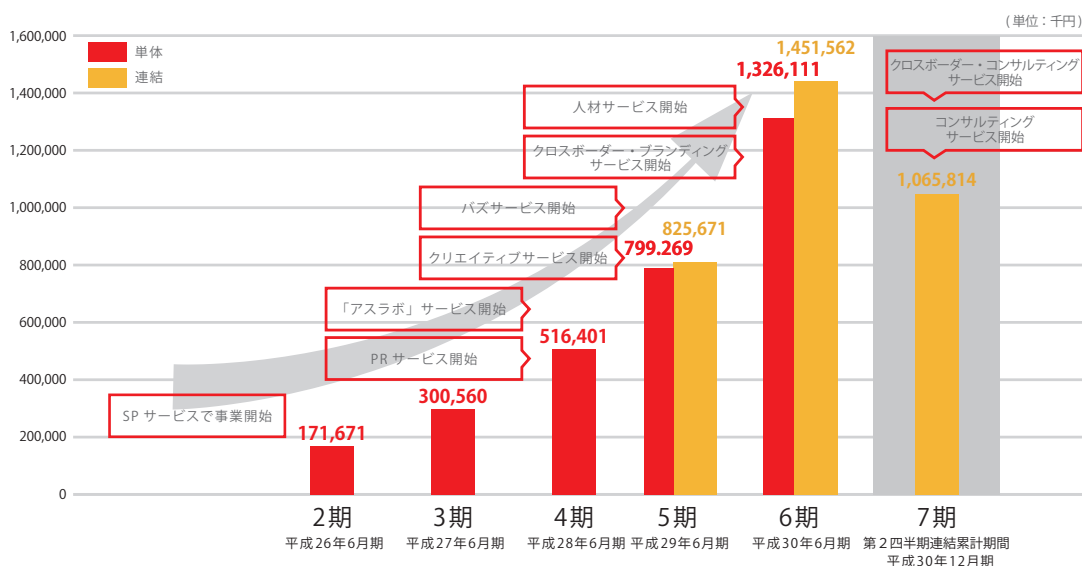
その他、子会社が提供するサービスとして、アスリート等による一般消費者向けスポーツ教室等のマッチングプラットフォームを管理・運営する『アスラボ』サービス、アジアを中心としたインバウンド・アウトバウンドに関するブランディングを行う「クロスボーダー・ブランディングサービス」等があります。

会社名	主な役割	分類
㈱エードット	グループ全体の事業統括窓口であり、グループ各社と連携してブランディング事業を統括	当社
	SPサービス、PRサービスの提供	
	グループ全体の経営企画、財務、経理、人事、総務、内部統制、監査を担当	
㈱カラス	クリエイティブサービスの提供	連結子会社
㈱噂	バズ（情報の話題拡散）サービスの提供	
㈱アスラボ	スポーツをテーマとした『アスラボ』サービスの提供	
㈱エードット・アジア	アジアを中心としたインバウンド・アウトバウンドに関するブランディングを行うクロスボーダー・ブランディングサービスの提供	
㈱Spark	採用活動や人材育成に関するコンサルティングを行う人材サービスの提供	
㈱ARUYO	事業やサービスをグロースさせるコンサルティングサービスの提供	
北京伊藤商貿有限公司	中国進出を目指す日本企業、日本進出を目指す中国企業に向けたクロスボーダー・コンサルティングサービスの提供	

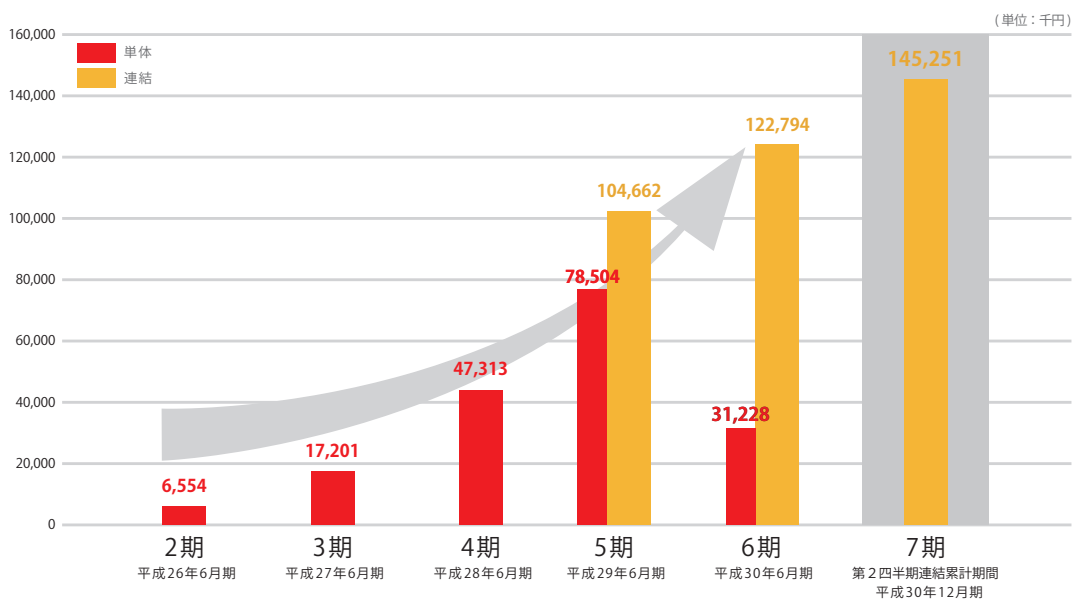
事業の推移

事業領域を拡大し、創業以来、着実な成長を続けてまいりました。

売上高の推移



経常利益の推移



事業内容

当社グループはブランディング事業を行っており、主要サービスである「SPサービス」、「PRサービス」、「クリエイティブサービス」及び、その他のサービスがございます。

SP サービス

商品やサービスの売上の拡大を目的とした一般消費者の認知度・購買意欲の向上等、顧客企業が抱える課題解決のための各種ソリューションを提供しております。具体的には、プレゼントキャンペーンや他商品とのタイアップ施策等の店頭プロモーションの企画・制作、試供品等の配布により需要を喚起するサンプリング、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）・デジタルコンテンツ等と連動したキャンペーンやイベントの企画・運営、TVCMの制作及びそれに伴うタレント等のキャスティングの企画・交渉・手配等、顧客企業のニーズに合わせ様々なソリューションを提供しております。

PR サービス

顧客企業の商品・サービスがメディアに記事・ニュースとして取り上げられ消費者の注目を集めるよう、商品やサービスのPR戦略の企画立案から携わり、メディアプロモート、PRイベントの実施・運営等を行っております。従前、消費者はTVCMから多くの情報を得ておりましたが、現在はスマートフォンの普及等によりTVCM以外のインターネット等のメディアから得る情報量が大幅に増加しております。そのため当社のPRサービスでは、顧客企業の商品・サービスの認知度や消費者の購買意欲を向上させるために、TVCMだけに偏ることなく、新聞、WEB、雑誌、ラジオ等様々な媒体へのアプローチする提案を行っております。

クリエイティブサービス

顧客企業のブランドイメージや商品・サービスの強みをキャッチコピーやロゴ・マーク等により具現化することで、消費者に選ばれるブランドづくりを支援しております。具体的にはマーケティング・ブランディング戦略の策定から、CI^{※1}、VI^{※2}の立案、ホームページ等Webサイトの企画・制作、コピーライティング、ポスター・グラフィックの企画・制作等を行い、企業や商品・サービスのイメージを視覚的に印象付けることを行っております。

※1 CIとはコーポレート・アイデンティティの略で、企業が自社の理念や特性をロゴやキャッチコピー等により明確にすることで、企業内外に統一したイメージをつくり、企業の存在価値を高める企業戦略のことです。

※2 VIとはビジュアル・アイデンティティの略で、マークやロゴをはじめ、名刺、封筒、Webサイトなどにより企業理念・ビジョン、商品の価値等を可視化し社会に伝える企業戦略であり、CIを構成する要素の一つです。

その他のサービス

上記サービス以外にも「バズサービス」、「『アスラボ』サービス」、「クロスボーダー・ブランディングサービス」、「人材サービス」、「コンサルティングサービス」、「クロスボーダー・コンサルティングサービス」を提供しております。



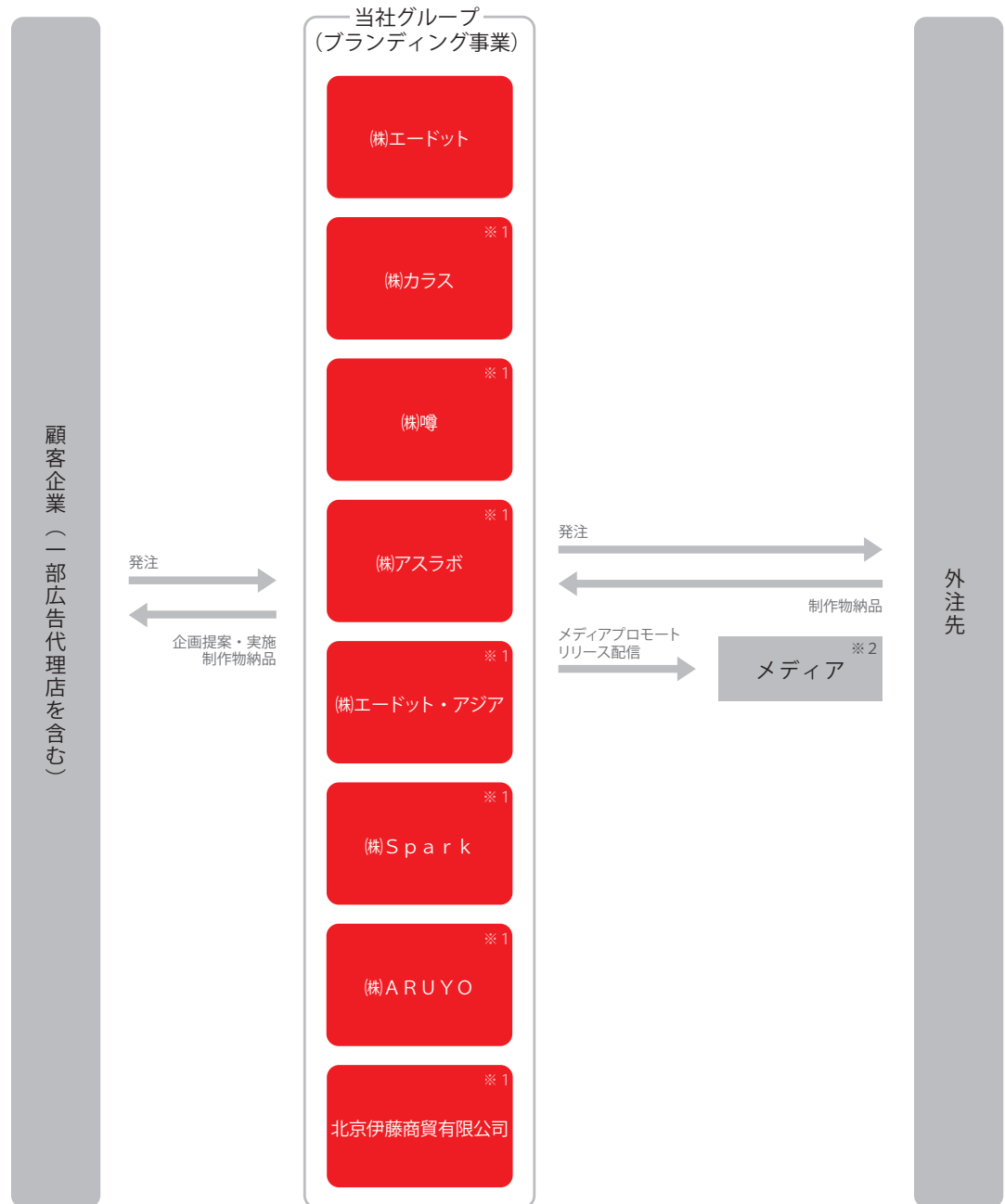
クライアント：ローソン様
2017年秋、ローソン「おにぎり屋」のリブランディングを担当。ロゴデザイン、キーカラーの刷新から、パッケージや店頭POPなど全体のリニューアルを行いました。



クライアント：アグリゲート様
都内で展開している八百屋・旬八青果店。コンセプトの開発からスタートし、ロゴ制作、店頭設計、ポスターデザインなど、ブランディング・パートナーとして並走しています。

事業系統図

当社グループは、子会社7社を含む8社で構成されており、事業系統図は下図のようになります。



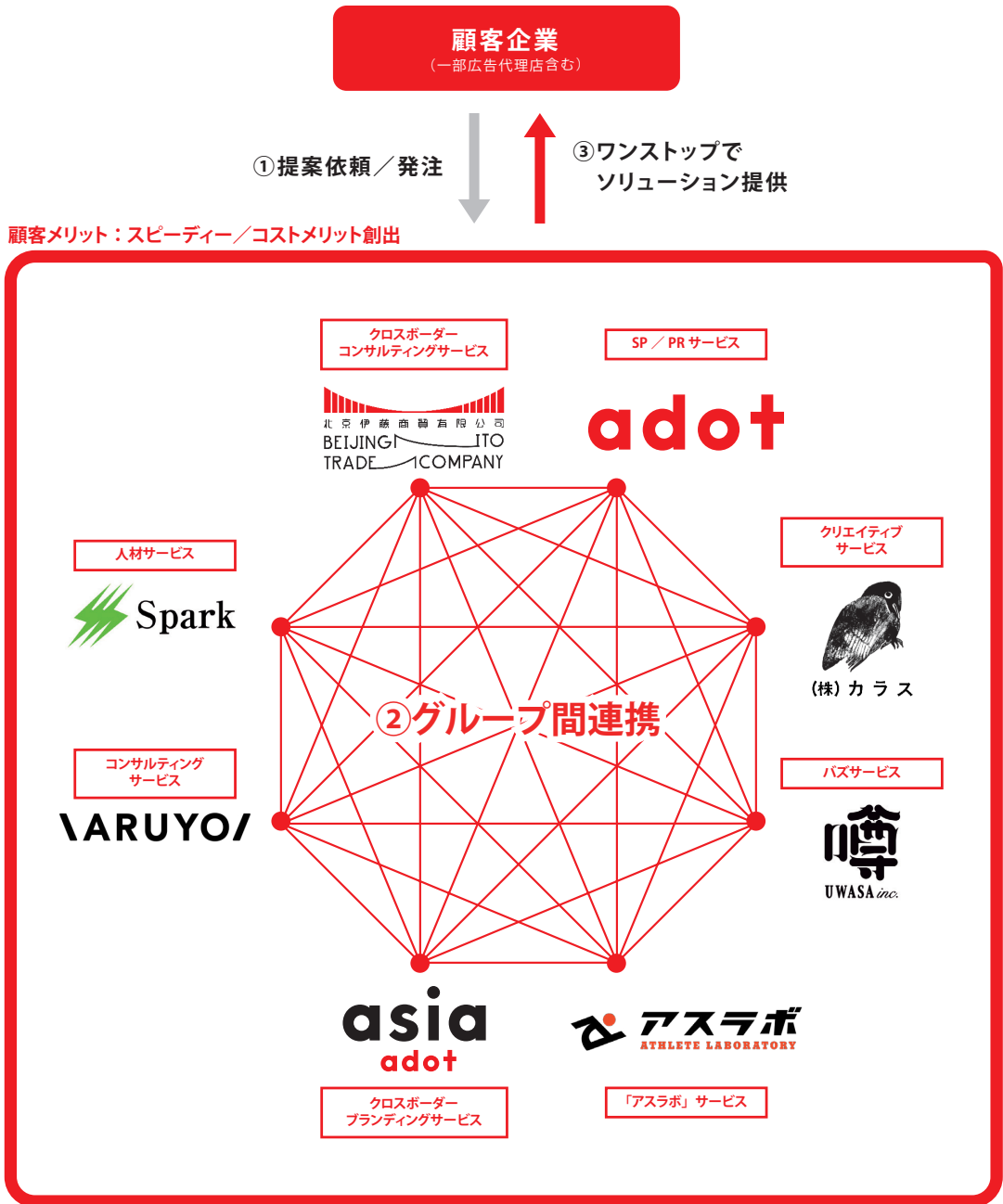
※1 連結子会社

※2 テレビ・雑誌・新聞・Webサイト・ラジオ等の媒体

エドットグループの特徴

当社は、顧客の顕在化したニーズだけではなく潜在的なニーズも引き出し、各ニーズに合うよう様々なサービスを組み合わせた提案を行い、グループ各社との連携により、元請から下請に至る多段階構造ではなくワンストップでソリューションを提供することが可能となっております。

更に、各サービスの内製化により迅速な対応及び顧客へのコストメリットの創出が可能です。



業績等の推移

主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第5期 平成29年6月	第6期 平成30年6月	第7期第2四半期 平成30年12月
売上高	(千円) 825,671	1,451,562	1,065,814
経常利益	(千円) 104,662	122,794	145,251
親会社株主に帰属する当期（四半期）純利益	(千円) 73,629	87,034	92,025
包括利益又は四半期包括利益	(千円) 73,629	87,034	92,025
純資産額	(千円) 197,241	294,240	408,781
総資産額	(千円) 434,844	616,140	776,797
1株当たり純資産額	(円) 114.34	168.81	—
1株当たり当期（四半期）純利益	(円) 44.89	50.06	52.39
潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益	(円) —	—	—
自己資本比率	(%) 45.4	47.8	52.6
自己資本利益率	(%) 37.3	35.4	26.2
株価収益率	(倍) —	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円) 10,161	78,414	34,913
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円) △43,934	2,248	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円) 72,281	37,895	20,031
現金及び現金同等物の期末（四半期末）残高	(千円) 165,701	293,425	348,370
従業員数	(名) 37	61	—

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 第5期及び第6期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人A&Aパートナーズにより監査を受けております。なお、第7期第2四半期の四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人A&Aパートナーズにより四半期レビューを受けております。
5. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
6. 平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

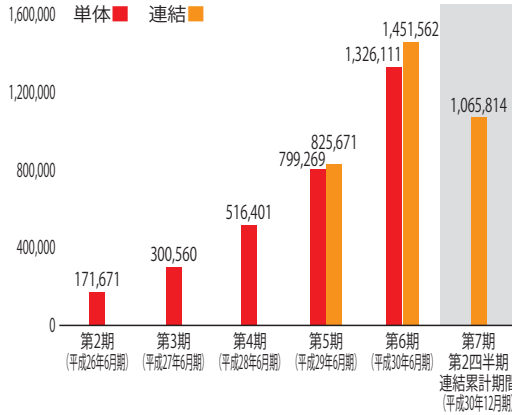
回次 決算年月	第2期 平成26年6月	第3期 平成27年6月	第4期 平成28年6月	第5期 平成29年6月	第6期 平成30年6月
売上高	(千円) 171,671	300,560	516,401	799,269	1,326,111
経常利益	(千円) 6,554	17,201	47,313	78,504	31,228
当期純利益	(千円) 5,466	12,634	34,612	55,306	22,086
資本金	(千円) 3,000	10,000	15,250	43,180	48,580
発行済株式総数	(株) 300	310	32,500	34,500	1,743,000
純資産額	(千円) 9,905	22,639	67,751	178,918	211,805
総資産額	(千円) 68,218	143,225	224,215	411,654	491,044
1株当たり純資産額	(円) 33,017.05	73,030.27	2,084.67	103.72	121.51
1株当たり配当額	(円) —	—	—	—	—
(1株当たり中間配当額)	(円) (—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益	(円) 18,222.00	40,987.07	1,089.17	33.72	12.70
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円) —	—	—	—	—
自己資本比率	(%) 14.5	15.8	30.2	43.5	43.1
自己資本利益率	(%) 76.2	77.6	76.6	44.8	11.3
株価収益率	(倍) —	—	—	—	—
配当性向	(%) —	—	—	—	—
従業員数	(名) 6	11	17	34	49

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第2期及び第3期は潜在株式が存在しないため、第4期から第6期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
4. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 主要な経営指標等の推移のうち、第2期から第4期については、「会社計算規則」（平成18年財務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
6. 第5期及び第6期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人A&Aパートナーズの監査を受けております。
7. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
8. 平成27年12月17日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。また、平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
9. 平成27年12月17日付で普通株式1株につき100株、平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書（1の部）」の作成上の留意点について（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第2期から第4期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、監査法人A&Aパートナーズの監査を受けておりません。

回次 決算年月	第2期 平成26年6月	第3期 平成27年6月	第4期 平成28年6月	第5期 平成29年6月	第6期 平成30年6月
1株当たり純資産額	(円) 6.60	14.60	41.69	103.72	121.51
1株当たり当期純利益	(円) 3.64	8.19	21.78	33.72	12.70
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円) —	—	—	—	—
1株当たり配当額	(円) —	—	—	—	—

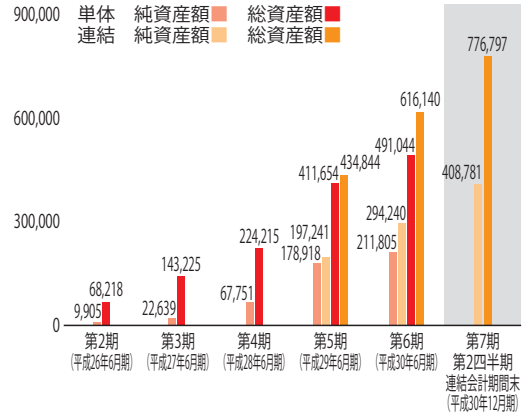
売上高

(単位：千円)



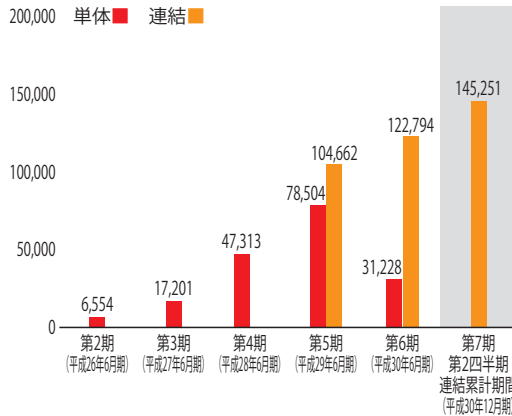
純資産額／総資産額

(単位：千円)



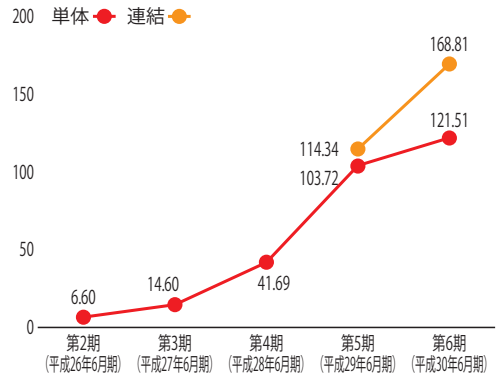
経常利益

(単位：千円)



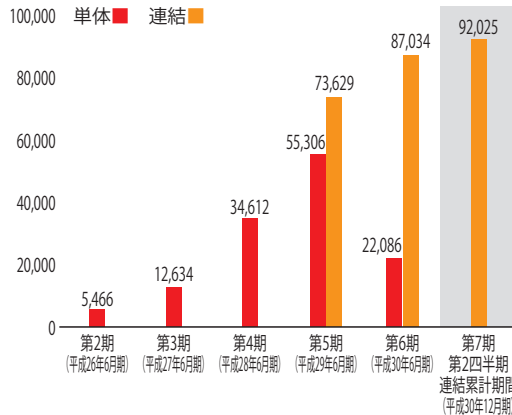
1株当たり純資産額

(単位：円)



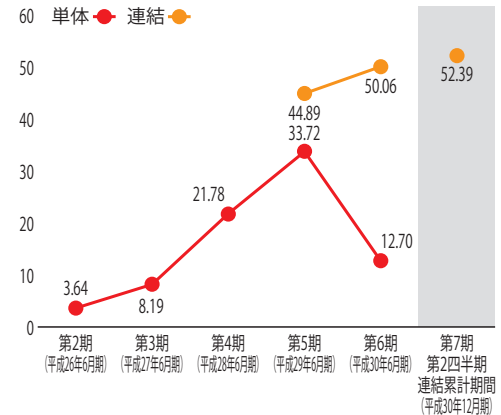
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益

(単位：千円)



1株当たり当期(四半期)純利益金額

(単位：円)



(注) 当社は、平成27年12月17日付で普通株式1株につき100株、平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」「1株当たり当期(四半期)純利益金額」の各グラフにおいては、当該株式分割が第2期の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり指標の推移を記載しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	6
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	6
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	7
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	8
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	8
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	9
第二部 【企業情報】	10
第1 【企業の概況】	10
1 【主要な経営指標等の推移】	10
2 【沿革】	13
3 【事業の内容】	14
4 【関係会社の状況】	17
5 【従業員の状況】	18
第2 【事業の状況】	19
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	19
2 【事業等のリスク】	21
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	24
4 【経営上の重要な契約等】	27
5 【研究開発活動】	27
第3 【設備の状況】	28
1 【設備投資等の概要】	28
2 【主要な設備の状況】	28
3 【設備の新設、除却等の計画】	28

第4	【提出会社の状況】	29
1	【株式等の状況】	29
2	【自己株式の取得等の状況】	39
3	【配当政策】	39
4	【株価の推移】	39
5	【役員の状況】	40
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	42
第5	【経理の状況】	49
1	【連結財務諸表等】	50
2	【財務諸表等】	85
第6	【提出会社の株式事務の概要】	96
第7	【提出会社の参考情報】	97
1	【提出会社の親会社等の情報】	97
2	【その他の参考情報】	97
第四部	【株式公開情報】	98
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	98
第2	【第三者割当等の概況】	99
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	99
2	【取得者の概況】	102
3	【取得者の株式等の移動状況】	105
第3	【株主の状況】	106
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年2月25日
【会社名】	株式会社エードット
【英訳名】	a dot co., ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊達 晃洋
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目16番1号
【電話番号】	03-5778-3651(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部部长 吉田 光志
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目16番1号
【電話番号】	03-5778-3651(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部部长 吉田 光志
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 472,175,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 50,500,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 90,900,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	550,000 (注) 2.	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は、100株です。

- (注) 1. 平成31年2月25日開催の取締役会決議によっています。
2. 発行数については、平成31年3月11日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社は、みずほ証券株式会社に対し、上記発行株式数のうち、取得金額15,000千円に相当する株式数を上限として、福利厚生を目的に当社従業員持株会（名称：エードット社員持株会）を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。
- なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

平成31年3月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成31年3月11日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金と致します。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	550,000	472,175,000	255,530,000
計(総発行株式)	550,000	472,175,000	255,530,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集致します。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されています。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額です。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成31年2月25日開催の取締役会決議に基づき、平成31年3月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額です。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,010円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は555,500,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされています。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成31年3月20日(水) 至 平成31年3月26日(火)	未定 (注) 4.	平成31年3月28日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定致します。

発行価格は、平成31年3月11日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成31年3月19日に引受価額と同時に決定する予定です。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定です。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成31年3月11日開催予定の取締役会において決定される予定です。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成31年3月19日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金です。なお、平成31年2月25日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成31年3月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しています。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当致します。

5. 株式受渡期日は、平成31年3月29日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定です。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものと致します。

7. 申込みに先立ち、平成31年3月12日から平成31年3月18日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能です。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針です。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止致します。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いを致します。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 渋谷支店	東京都渋谷区渋谷一丁目24番16号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1. 買取引受けによりま す。 2. 引受人は新株式払込金 として、平成31年3月 28日までに払込取扱場 所へ引受価額と同額を 払込むことと致しま す。 3. 引受手数料は支払われ ません。但し、発行価 格と引受価額との差額 の総額は引受人の手取 金となります。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
計	—	550,000	—

- (注) 1. 平成31年3月11日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定です。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成31年3月19日)に元引受契約を締結する予定です。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針です。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
511,060,000	8,000,000	503,060,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,010円)を基礎として算出した見込額です。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれていません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものです。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額503,060千円については、設備投資資金、採用活動費及び人件費、借入金返済並びに運転資金に充当する予定であります。

具体的には、事業拡大のためのオフィス移転に伴う建物付属設備等の設備投資資金に24,000千円(平成31年6月期)、優秀な人材を確保するための採用活動費及び人件費に73,000千円(平成31年6月期:20,000千円、平成32年6月期:20,000千円、平成33年6月期:33,000千円)、財務バランスの改善を目的とした金融機関からの借入金返済充当資金として50,000千円(平成31年6月期)、事業拡大に伴い増加する外注費及びオフィス移転に伴い増加する賃料等の運転資金として356,060千円(平成31年6月期:33,000千円、平成32年6月期:100,000千円、平成33年6月期以降:223,060千円)に充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成31年3月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	50,000	50,500,000	東京都板橋区 伊達 晃洋 50,000株
計(総売出株式)	—	50,000	50,500,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,010円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成31年 3月20日(水) 至 平成31年 3月26日(火)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 みずほ証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成31年3月19日)に決定する予定であります。
- なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	90,000	90,900,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 90,000株
計(総売出株式)	—	90,000	90,900,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュアオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されています。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止致します。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,010円)で算出した見込額です。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一です。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自 平成31年 3月20日(水) 至 平成31年 3月26日(火)	100	未定 (注)1.	みずほ証券株式 会社の本店並び に全国各支店及 び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. みずほ証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しています。

2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である伊達晃洋(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、90,000株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を、平成31年4月23日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、平成31年3月29日から平成31年4月23日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である伊達晃洋、当社株主である(有)T、玉塚元一、松崎文治、松木大輔及び辻秀一は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の平成31年9月24日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第5期	第6期
決算年月	平成29年6月	平成30年6月
売上高 (千円)	825,671	1,451,562
経常利益 (千円)	104,662	122,794
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	73,629	87,034
包括利益 (千円)	73,629	87,034
純資産額 (千円)	197,241	294,240
総資産額 (千円)	434,844	616,140
1株当たり純資産額 (円)	114.34	168.81
1株当たり当期純利益 (円)	44.89	50.06
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	45.4	47.8
自己資本利益率 (%)	37.3	35.4
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	10,161	78,414
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△43,934	2,248
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	72,281	37,895
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	165,701	293,425
従業員数 (名)	37	61

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 第5期及び第6期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人A&Aパートナーズにより監査を受けております。
5. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
6. 平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月	平成29年6月	平成30年6月
売上高 (千円)	171,671	300,560	516,401	799,269	1,326,111
経常利益 (千円)	6,554	17,201	47,313	78,504	31,228
当期純利益 (千円)	5,466	12,634	34,612	55,306	22,086
資本金 (千円)	3,000	10,000	15,250	43,180	48,580
発行済株式総数 (株)	300	310	32,500	34,500	1,743,000
純資産額 (千円)	9,905	22,639	67,751	178,918	211,805
総資産額 (千円)	68,218	143,225	224,215	411,654	491,044
1株当たり純資産額 (円)	33,017.05	73,030.27	2,084.67	103.72	121.51
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	18,222.00	40,987.07	1,089.17	33.72	12.70
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	14.5	15.8	30.2	43.5	43.1
自己資本利益率 (%)	76.2	77.6	76.6	44.8	11.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (名)	6	11	17	34	49

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第2期及び第3期は潜在株式が存在しないため、第4期から第6期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
4. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 主要な経営指標等の推移のうち、第2期から第4期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
6. 第5期及び第6期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人A&Aパートナーズの監査を受けております。
7. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
8. 平成27年12月17日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。また、平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 平成27年12月17日付で普通株式1株につき100株、平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第2期から第4期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、監査法人A&Aパートナーズの監査を受けておりません。

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月	平成29年6月	平成30年6月
1株当たり純資産額 (円)	6.60	14.60	41.69	103.72	121.51
1株当たり当期純利益 (円)	3.64	8.19	21.78	33.72	12.70
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—

2 【沿革】

当社の創業者である伊達晃洋は、農業ブランドコンサルティングや流通プロモーション、PRに精通する会社に在籍し、メーカーの流通支援を行う部署の立ち上げ等を経験後、平成24年7月に当社を創業いたしました。

年月	概要
平成24年7月	イベントプロモーション運用サービスを軸としたセールスプロモーションサービス（以下、SPサービスという）の提供を目的として、東京都中央区日本橋に㈱エードットを設立（資本金3,000千円）
平成27年1月	本社を東京都渋谷区南平台町1番9号に移転
平成27年12月	本社を東京都渋谷区桜丘町24番4号に移転
平成27年12月	サービス・商品の広報活動の支援を目的としてパブリック・リレーションズサービス（以下、PRサービスという）を開始
平成28年4月	スポーツをテーマとした『アスラボ』サービスを提供する完全子会社の㈱アスラボ（旧：㈱エードット・マネジメント）（現連結子会社）を設立
平成28年8月	クリエイティブサービスの提供を目的として、完全子会社の㈱カラス（現連結子会社）を設立
平成28年12月	バズ（情報の話題拡散）サービスの提供を目的として、完全子会社の㈱噂（現連結子会社）を設立
平成29年6月	本社を東京都渋谷区渋谷二丁目16番1号に移転
平成29年7月	SPサービスの一部である「イベントプロモーション運用サービス」を事業譲渡
平成29年9月	完全子会社の㈱UMIU（平成28年12月設立）を㈱エードット・アジアに社名変更し、アジアを中心としたインバウンド・アウトバウンドに関するブランディングサービスの提供を開始
平成30年4月	採用活動や人材育成に関するコンサルティングサービスを目的として、完全子会社の㈱Spark（現連結子会社）を設立
平成30年7月	コンサルティングサービスの提供を目的として、完全子会社の㈱ARUYO（現連結子会社）を設立
平成30年10月	日本と中国間におけるインバウンド・アウトバウンドに関わるコンサルティング事業を行う、合弁会社の北京伊藤商貿有限公司（現連結子会社）を設立

3 【事業の内容】

当社は、「夢を応援する社会をつくる」ということをミッションに掲げ、顧客の企業としてのブランド価値や商品・サービスのブランド価値を高めるため、グループ各社と連携し、一般消費者へのイメージアップや認知度・購買意欲の向上等を図るためのソリューションを提供するブランディング事業を行っております。

「ブランド」は、差別化要因としてユーザーの意識の中に構築されるポジティブイメージであり、情報や視覚、接触、体験等を通じて蓄積される無形の資産です。当社グループはそうした無形の資産であるブランドを顧客企業そのものや商品・サービスに関して構築するため、種々のソリューションサービスを提供しております。当社グループは下表のとおり、様々なサービスを内製化しており、主に当社が「SPサービス」や「PRサービス」を、子会社の㈱カラスが「クリエイティブサービス」を、同僚噂が「バズサービス」を提供しております。当社は、顧客の顕在化したニーズだけではなく潜在的なニーズも引き出し、各ニーズに合うような様々なサービスを組み合わせた提案を行い、グループ各社との連携により、元請から下請に至る多段階構造ではなくワンストップでソリューションを提供することが可能となっております。更に、各サービスの内製化により迅速な対応及び顧客へのコストメリットの創出が可能です。

その他、子会社が提供するサービスとして、アスリート等による一般消費者向けスポーツ教室等のマッチングプラットフォームを管理・運営する「『アスラボ』サービス」、アジアを中心としたインバウンド・アウトバウンドに関するブランディングを行う「クロスボーダー・ブランディングサービス」等があります。

会社名	主な役割	分類
㈱エードット	<ul style="list-style-type: none"> グループ全体の事業統括窓口であり、グループ各社と連携してブランディング事業を統括 SPサービス、PRサービスの提供 グループ全体の経営企画、財務、経理、人事、総務、内部統制、監査を担当 	当社
㈱カラス	<ul style="list-style-type: none"> クリエイティブサービスの提供 	連結子会社
㈱噂	<ul style="list-style-type: none"> バズサービス（情報の話題拡散）の提供 	
㈱アスラボ	<ul style="list-style-type: none"> スポーツをテーマとした『アスラボ』サービスの提供 	
㈱エードット・アジア	<ul style="list-style-type: none"> アジアを中心としたインバウンド・アウトバウンドに関するブランディングを行うクロスボーダー・ブランディングサービスの提供 	
㈱Spark	<ul style="list-style-type: none"> 採用活動や人材育成に関するコンサルティングを行う人材サービスの提供 	
㈱ARUYO	<ul style="list-style-type: none"> 事業やサービスをグロースさせるコンサルティングサービスの提供 	
北京伊藤商貿有限公司	<ul style="list-style-type: none"> 中国進出を目指す日本企業、日本進出を目指す中国企業に向けたクロスボーダー・コンサルティングサービスの提供 	

主要サービスの具体的な内容は、以下のとおりです。

(1) SPサービス

SPサービスは、商品やサービスの売上の拡大を目的とした一般消費者の認知度・購買意欲の向上等、顧客企業が抱える課題解決のための各種ソリューションを提供しております。具体的には、プレゼントキャンペーンや他商品とのタイアップ施策等の店頭プロモーションの企画・制作、試供品等の配布により需要を喚起するサンプリング、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNSという）・デジタルコンテンツ等と連動したキャンペーンやイベントの企画・運営、TVCMの制作及びそれに伴うタレント等のキャスティングの企画・交渉・手配等、顧客企業のニーズに合わせ様々なソリューションを提供しております。

なお、当社は過去にSPサービスの一部として、スーパーマーケット等において、国内の食品・飲料メーカー等の商品の試食・試飲といった販売促進活動の運営を行うイベントプロモーション運用サービスを提供しており、平成29年6月期において全体の売上高の17.1%（140,879千円）を占めておりましたが、他のソリューションへ注力するため、平成29年7月1日付けで事業譲渡しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表 注記事項」の（重要な後発事象）3. 重要な事業の譲渡に記載のとおりであります。

(2) PRサービス

PRサービスでは、顧客企業の商品・サービスがメディアに記事・ニュースとして取り上げられ消費者の注目を集めるよう、商品やサービスのPR戦略の企画立案から携わり、メディアプロモート、PRイベントの実施・運営等を行っております。従前、消費者はTVCMから多くの情報を得ておりましたが、現在はスマートフォンの普及等によりTVCM以外のインターネット等のメディアから得る情報量が大幅に増加しております。そのため当社のPRサービスでは、顧客企業の商品・サービスの認知度や消費者の購買意欲を向上させるために、TVCMだけに偏ることなく、新聞、WEB、雑誌、ラジオ等様々な媒体へのアプローチする提案を行っております。

(3) クリエイティブサービス

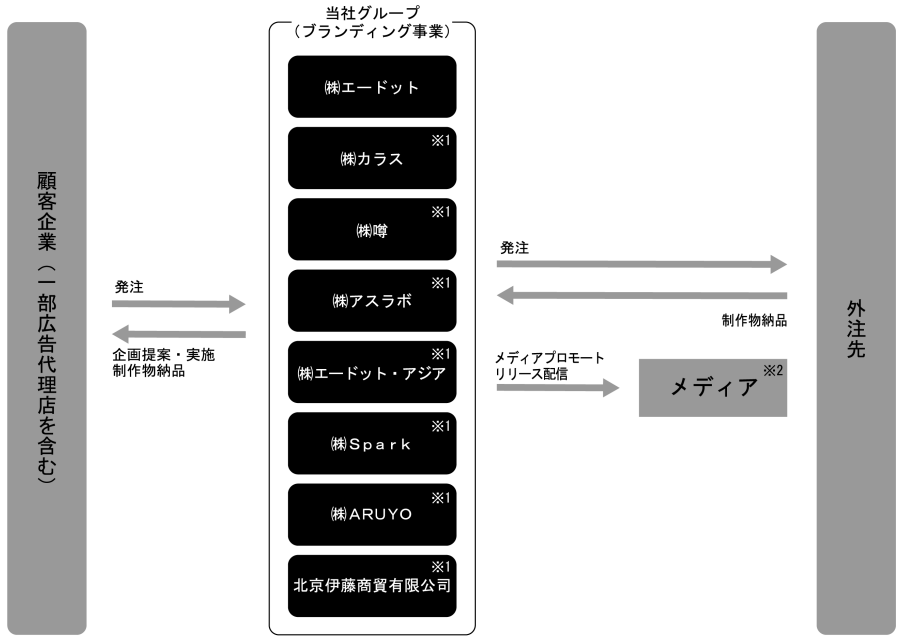
当社のクリエイティブサービスは、顧客企業のブランドイメージや商品・サービスの強みをキャッチコピーやロゴ・マーク等により具現化することで、消費者に選ばれるブランドづくりを支援しております。具体的にはマーケティング・ブランディング戦略の策定から、CI※1、VI※2の立案、ホームページ等Webサイトの企画・制作、コピーライティング、ポスター・グラフィックの企画・制作等を行い、企業や商品・サービスのイメージを視覚的に印象付けることを行っております。

※1 CIとはコーポレート・アイデンティティの略で、企業が自社の理念や特性をロゴやキャッチコピー等により明確にすることで、企業内外に統一したイメージをつくり、企業の存在価値を高める企業戦略のことです。

※2 VIとはビジュアル・アイデンティティの略で、マークやロゴをはじめ、名刺、封筒、Webサイトなどにより企業理念・ビジョン、商品の価値等を可視化し社会に伝える企業戦略であり、CIを構成する要素の一つであります。

(4) バズサービス

従来のマスメディアに代わって情報インフラとなりつつあるSNS等での話題化が重要なマーケティング手法の1つとなっております。当社のバズサービスでは、SNS利用者がSNS上で情報を拡散したくなるような企画の立案、キャッチコピー・グラフィック等の制作を通じ、より多くの消費者に情報を届け、顧客企業の商品・サービスの認知度・購買意欲向上につながるよう支援をしております。



※1 連結子会社

※2 テレビ・雑誌・新聞・Webサイト・ラジオ等の媒体

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱カラス	東京都渋谷区	2,000	クリエイティブサービス	100.0	当社から制作物及びサービスを受託 役員の兼務 2名
㈱噂	東京都渋谷区	2,000	バズサービス	100.0	当社からサービスを受託 役員の兼務 1名
㈱アスラボ	東京都渋谷区	2,000	アスラボサービス	100.0	当社からサービスを受託 役員の兼務 1名
㈱エードット・アジア (注) 2	東京都渋谷区	7,770	クロスボーダー・ブランディングサービス	100.0	当社からサービスを受託 役員の兼務 1名
㈱S p a r k (注) 2	東京都渋谷区	8,880	人材サービス	100.0	当社からサービスを受託

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 特定子会社であります。
3. 平成30年7月2日に、当社は㈱ARUYO(資本金9,900千円、議決権比率100%)を設立いたしました(現連結子会社)。
4. 平成30年10月18日に、当社は中国北京市に北京伊藤商貿有限公司(資本金300万元、議決権比率50%)を設立いたしました(現連結子会社)。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成31年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ブランディング事業	72
合計	72

- (注) 1. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 当社グループはブランディング事業の単一セグメントであるため、ブランディング事業として合計従業員数を記載しております。
3. 従業員数が最近1年間において29名増加しましたのは、主として事業拡大に伴う採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成31年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
50(一)	31.06	1.73	5,132

セグメントの名称	従業員数(名)
ブランディング事業	50
合計	50

- (注) 1. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が最近1年間において13名増加しましたのは、主として事業拡大に伴う採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は組成されておませんが、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(経営方針)

当社は、「夢を応援する社会をつくる」をミッションとして掲げ、従来の広告手法にとらわれないアクションで、企業・ブランド・地域・人、それぞれが持つ魅力を最大限に引き出し、顧客の成長を生み出すことを目標としています。その実現に向け、当社グループは顧客及び顧客の商品やサービスのブランド力を高める「ブランディング事業」を展開しており、「SPサービス」、「PRサービス」、「クリエイティブサービス」、「バズサービス」、「クロスボーダー・ブランディングサービス」、「『アスラボ』サービス」、「人材サービス」、「コンサルティングサービス」、「クロスボーダー・コンサルティングサービス」といった各サービスを提供することで顧客のニーズに応えていくものであります。

(経営環境)

当社を取り巻く経営環境は、IT等を中心とした技術革新を背景にしたスマートフォンや動画メディアの普及により生活者の情報接点に変化しており、テレビ・新聞・雑誌・ラジオなどの既存広告媒体への広告出稿が伸び悩みを見せております。情報量が急激に増加し、更に顧客ニーズが多様化している中で、消費者から選ばれる商品・サービスとなるためには、既存広告媒体を中心とした広告手法にとらわれないマーケティング活動を行い、商品やサービスのブランド価値を高めていく必要があります。当社グループでは、顧客ニーズに合わせて各サービスを複合的に組み合わせた形で提案し、更にワンストップで提供することによって、顧客の商品やサービスのブランディングに寄与しております。

(対処すべき課題)

上記記載の通り顧客ニーズが従来のマスマーケティングを中心とした広告手法から従来の手法にとらわれないマーケティング手法に変化している現在の広告市場において、当社グループは顧客のニーズに合ったサービス提案をすることにより事業規模の拡大を推進すべく、以下の課題に積極的に対処してまいります。

(1) 優秀な人材の育成及び確保と事業領域の拡大

当社グループは、これまで適任な人材を採用し、サービスラインナップを増やすことで事業領域を拡大してまいりました。サービスラインナップを充実させることで、多様な顧客ニーズに対応した最適な提案が可能になり顧客からの高い評価が得られると考えております。しかしながら同時に、顧客が顧客自身や商品・サービスの認知・販売促進のために求めるサービスは、当社グループのサービスラインナップの枠を超えた領域にも及んでおり、当社グループが更に顧客ニーズに合ったサービス提案を行うためには、より一層サービスラインナップを充実させ、事業領域を拡大することが必要であると認識しております。

当社グループが提供するサービスの品質は、サービスを提供する人材に依存する部分があるため、当社グループのサービス力の源泉は、発想豊かな優秀な人材により支えられていると認識しております。優秀な人材にとって魅力のあるプロジェクトの提供を続けることで人材流出の防止を図るとともに、新卒・中途採用を積極的に展開し、併せて既存社員の育成に努めてまいります。

(2) 営業活動の更なる積極展開

当社グループは、まだ社歴が浅く小規模である一方、知名度の高い大手企業と多く取引を行い、金額の大きな案件を受注することがあるため、顧客1社当たりの売上高の比率がグループ売上高に対して比較的大きくなる傾向があります。そのため、特定の取引顧客に対する依存を避け、当社の財政状態及び経営成績が更に安定化するよう、より一層営業活動を強化し、新規顧客の獲得に努めてまいります。

(3) コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。新たなサービス領域の開拓のために適任な人材獲得の施策の一つとして、子会社の社長というポジションを用意することがあり、また、サービス領域を拡大するにはこれを専門に行う会社を設立する方針であるため、今後において更に子会社が増加することが想定されます。そのため、当社グループの更なる事業の拡大、継続的な成長のためには、コーポレート・ガバナンスの更なる強化が重要な課題であります。当社グループの規模の拡大に応じた適切な体制の構築が必要となり、経営の透明性、効率性及び健全性を確保するとともに経営責任を明確にすることが重要と認識しております。今後においては、内部管理体制の更なる強化を図るとともに、より一層のコーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 景気の変動

企業の広告宣伝・広報関連予算は企業の景況に応じて調整されやすく、景気動向に影響を受けやすい傾向にあります。当社グループの売上は、当該予算に依拠する傾向が強いことから、今後景況感が悪化した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 災害・事故等に関わるリスク

企業の広告宣伝・広報関連予算は、自然災害、電力その他の社会的インフラの障害、通信・放送の障害、流通の混乱、大規模な事故、伝染病、戦争、テロ、政情不安、社会不安等が発生した場合、その影響を受けやすい傾向にあります。したがって、これらの災害・事故等が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 特定の取引先への依存

当社グループは成長過程にあるため、大型案件の受注や取引拡大等により、特定の取引先への依存度が高い状態にあります。依存度が高い取引先としては、平成29年6月期は㈱明治が270,649千円（全体の32.8%）、凸版印刷㈱が189,025千円（同22.9%）、平成30年6月期は㈱ローソンが416,025千円（同28.7%）となっております。当社グループは、特定の取引先からの受注や失注が業績に大きな影響を及ぼすことのないように、更に新規顧客を獲得する努力をしておりますが、上記取引先の取引方針の変更や当社グループの新規取引先獲得の進捗如何によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 業歴が浅いこと

当社グループは、各分野でサービス開始からの業歴が浅い状況にあります。第4期事業年度においてPRサービス、『アスラボ』サービス、第5期事業年度においてクリエイティブサービス、バスサービス、第6期事業年度においてクロスボーダー・ブランディングサービス、人材サービス、当事業年度においてコンサルティングサービス、クロスボーダー・コンサルティングサービスを開始しており、提供サービスの内容が変化しております。

当社グループは、投資家の投資判断に寄与するよう、財務情報だけでなく、会社の方針等の非財務情報もIR情報として積極的に開示していく方針ではありますが、投資家が当社グループの将来の業績予想を行う等のために当社グループの過去の業績トレンドを活用することは、有用性が限定的となる可能性があります。

(5) 業績の変動要因

当社グループは、顧客ニーズに応じて価格や利益率の異なる複数のサービスを組み合わせる提案しており、受注する案件毎に提供するサービスや、案件毎の収益性が異なります。当社グループは、利益の確保を重視した営業活動を展開しており、目標の売上総利益を確保できるよう案件の組成に努めております。しかしながら、実際の受注案件の内容によっては、当社の売上高や売上総利益率は想定した水準から乖離する可能性があります。

また、顧客のニーズによっては、収益性の低いサービスの提供を余儀なくされる場合があります。そうしたケースが多く発生した場合、想定した売上高から十分な売上総利益を確保できず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 広告業界における取引慣行

当社グループでは、一定期間にわたって取引先の営業活動を支援するリテナー取引においては、業務受託時に契約文書を締結しております。一方、スポット業務の受注等においては、業界慣習上、引合いから活動開始に至るまでの時間が極めて短期間で進行する場合があります。契約文書を締結しないまま業務を遂行する案件もあります。当社グループは、契約文書を締結しない場合においても、注文書や受注に関するメールログ等の受注記録を必ず保存することにより取引先との間で受注内容の齟齬を生じさせない対応を徹底しておりますが、取引先との認識の食い違い等により当社の業務に対し取引先との取引が成立しない事態が発生した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定人物への依存

代表取締役社長伊達晃洋及び取締役副社長仲亀敦の2名は、当社創業のメンバーであり、当社グループの経営方針の決定、新規取引先開拓等、事業の推進上の重要な役割を担っております。当社グループでは、過度にこれら2名に依存しないよう、経営幹部役職員の拡充、育成及び権限委譲による分業体制の構築等により、経営組織の強化に取り組んでおりますが、何らかの理由によりこれら2名による業務執行が困難となった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 人材の確保

当社グループは、サービス領域の拡大により多様な顧客ニーズに対応した最適な提案が可能になり、顧客からの高い評価を得られております。顧客への迅速な対応と顧客にとってのコストメリットを得られるため、サービス領域を内製化する方針であることから、人材が最も重要な経営資源であると認識しております。したがって、当社グループが今後も事業を拡大し、成長を続けていくためには、優秀な人材の更なる確保や定着が重要課題となります。当社グループでは、新卒採用・中途採用を積極的に実施するとともに、社内教育に注力することで、優秀な人材の確保や定着に努めておりますが、人材マーケットの環境変化等により、優秀な人員の適時確保が困難になった場合や、人材が流出してしまう場合、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 内部管理体制の構築

当社グループは社歴が浅く、業容拡大に伴う従業員の増加や新規事業展開に伴うリスク管理強化のため、コーポレート・ガバナンスと内部管理体制の強化に努めております。しかしながら、業容拡大や新規事業展開に比してこれらの施策が順調に推移しない場合、不祥事や不測の事態の発生等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 知的財産権

当社グループは社歴が浅く、第三者の知的財産権を侵害しない体制として、社内教育の実施や顧問弁護士等による調査・チェックを実施しておりますが、万が一、当社が事業推進において第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴訟を提起される可能性があります。当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 情報管理

当社グループは、事業を推進していく中で、顧客の機密情報や個人情報を扱う機会があります。情報管理については必要な措置を講じており、その一環として平成27年11月にプライバシーマークを取得しております。しかしながら、不測の事態によりこれらの情報が流出した場合には、当社グループの業績及び社会的信用力に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 子会社の赤字計上

当社の子会社である㈱アスラボはプラットフォーム型のビジネスを目指しておりますが、一定の認知度獲得までは売上が獲得しづらいため、2期連続の営業赤字を計上しております。第7期平成31年6月期において営業利益の黒字化を見込んでおります。ユーザー獲得のためのマーケティングコスト投下などを効果的に進めることで、売上拡

大及び継続的な黒字計上を目指しておりますが、想定どおりの効果が得られない場合等には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 新規事業展開

当社グループは現在までの事業活動を通して培ったノウハウを生かし、更なる成長を目指して事業コンセプトそのものの検討から行なう事業開発事業やアジアを中心としたインバウンド・アウトバウンドに関するブランディングサービスを中心とした海外事業等の関連・周辺事業への積極展開を推進していく予定です。新規事業展開にあたっては慎重な検討を重ねたうえで取り組んでまいります。当該事業を取り巻く環境の変化等により、当初の計画通りの成果が得られない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 中国事業に関する長期の業務委託契約

当社は更なる成長を図るべく、日本国内事業に留まらず、世界第二位の経済大国である中国関連の事業強化を行っております。その一環として、中国の国家戦略である商品追跡管理プロジェクト「維信312」の日本展開を推進する株式会社共和JAPANと業務委託契約を締結し、同社に対し平成30年10月から7年契約の業務委託料3,500万円を平成30年9月に一括支払いし、「維信312」関連のプロモーション案件等を受注するためのサポートを受けております。しかしながら、「維信312」関連プロモーション案件等の受注が想定通りにいかない場合は計画した利益が上らないリスクがあるほか、同社の財政状態によっては、資産計上(前払費用及び長期前払費用)した、同社に支払った業務委託費の減損損失の発生や資金回収が不能となるリスクを負っています。

当該契約の締結にあたっては、取締役会にて契約における採算性について十分な審議を行い、契約後においては取締役会にて定期的に進捗状況等を確認しておりますが、計画した利益が計上されないリスクを完全に回避することは困難であり、事業環境の変化や案件からの撤退等に伴い、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 中国合弁会社

当社の子会社である「北京伊藤商貿有限公司」は株式会社共和JAPANの取締役との合弁会社であり、当該取締役は同社の代表を兼務しております。同社は「日本と世界の架け橋となり、日本・中国社会へ貢献する」をミッションとして、中国進出を目指す日本企業、日本進出を目指す中国企業に向けたコンサルティングサービスをメインの事業領域として活動しております。

中国合弁会社につきましては社内で管理体制を構築し、主管部門が月次で経営成績や投資計画の進捗状況をモニタリングしております。しかしながら、事業環境の急変などにより、予期せぬ状況変化で事業計画からの大幅な乖離が生じ、対象会社に損失が発生した場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 配当政策

当社は、株主に対する利益還元と同時に、企業としての競争力の確保を経営の重要課題として位置づけております。当社グループは現在、未だ成長過程にあると考えており、そのため今後は更なる事業拡大を実現していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実及び事業投資の推進を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(17) 新株予約権の付与

当社は、当社グループの役職員に対して新株予約権(ストック・オプション)を付与しており、将来的にも役職員の更なるモチベーションの向上及び優秀な人材の確保のため、同様のインセンティブプランを実行することを検討しております。

したがって、既に付与されている新株予約権ならびに将来的に付与される新株予約権の行使がなされた場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。本書提出日現在これらのストック・オプションによる潜在株式数は279,450株であり、発行済株式総数1,769,000株の15.8%に相当しております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ(当社及び連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

なお、当社グループは、顧客ニーズに応じて複数のサービスを組み合わせて提供をしており、サービス毎に売上高や売上総利益率は大きく異なっているため、売上総利益の確保を重視しております。例えば、テレビCM枠の購入やタレントのキャスティング等の外注を要するテレビCM案件は、売上高は大きいものの、利益率が比較的低くなる傾向にあります。そのため、売上総利益の確保を優先して策定しております。

また、当社は、ブランディング事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしていません。

① 経営成績の状況

第6期連結会計年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境は緩やかながらも回復基調で推移しました。一方、不安定な国際情勢などの要因もあり、先行きは不透明な状況となっております。

当社が事業を展開する広告業の事業領域におきましては、景気の緩やかな回復から堅調に推移しており、平成29年(1～12月)の市場規模は5兆9,994億円(前年同期比99%)となりました。(※1)

このような環境のもと、当社を取り巻く事業環境としましては、スマートフォンや動画メディアの普及により生活者のニーズが変化しており、テレビ・新聞・雑誌・ラジオなど既存広告が伸び悩みを見せている中で、各企業の広告ニーズが、自社及び自社の商品、サービスのブランド価値を高め、選ばれるブランドづくりを行うことに変化しつつあることを実感しております。

その中で当社グループは、SPサービス、PRサービス、クリエイティブサービス、バズサービス、『アスラポ』サービス、人材サービス、コンサルティングサービスといったソリューションを複合的に組み合わせることで、顧客が持つ商品やサービスの価値を高めるプロデュース活動を行っております。

また、事業領域拡大・受注案件に対する人材補強のため人材投資を遂行し、従業員数を大幅に増加させました。

その結果、当連結会計年度は売上高1,451,562千円(前年同期比75.8%増)、営業利益124,557千円(前年同期比21.3%増)、経常利益122,794千円(前年同期比17.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益87,034千円(前年同期比18.2%増)となりました。

(※1) 平成29年 経済産業省 特定サービス産業動態統計調査の広告業の売上高合計

第7期第2四半期連結累計期間(自 平成30年7月1日 至 平成30年12月31日)

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、全体として緩やかな回復基調が継続しました。先行きについては、コストの上昇、通商問題の動向などに対する懸念もある一方、災害からの復旧などへの期待がみられています。

このような市場環境のもと、SPやPR、クリエイティブといったサービスを複合的に組み合わせ、事業やサービス、プロダクトの総合的プロデュースに注力してまいりました。また、戦略コンサルティングを提供する子会社を新たに立ち上げるとともに、各子会社の事業強化にも注力しており、ソリューション拡大に向けて積極的に取り組んでおります。

その結果、売上高は1,065,814千円、営業利益は145,716千円、経常利益は145,251千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は92,025千円となりました。

② 財政状態の状況

第6期連結会計年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産は、前連結会計年度末に比べ191,280千円増加し570,204千円となりました。主な要因は、業績が好調に推移したことから、現金及び預金が127,723千円、受取手形及び売掛金が44,976千円増加したためであります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産は、前連結会計年度末に比べ9,984千円減少し45,936千円となりました。主な要因は、前連結会計年度は非連結子会社であった㈱アスラボと㈱エードット・アジア(旧㈱UMIU)を当連結会計年度に連結の範囲に含めたことなどから、関係会社株式が9,770千円減少したためであります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債は、前連結会計年度末に比べ82,049千円増加し258,090千円となりました。主な要因は、外注の増加により買掛金が23,837千円、従業員数の増加した影響などにより未払金が12,998千円、運転資金である1年内返済予定の長期借入金が24,847千円増加したためであります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債は、前連結会計年度末に比べ2,248千円増加し63,810千円となりました。これは、運転資金である長期借入金が2,248千円増加したためであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末に比べ96,998千円増加し294,240千円となりました。これは、新株の発行により資本金と資本剰余金がそれぞれ5,400千円、親会社株主に帰属する当期純利益の計上などにより利益剰余金が86,198千円増加したためであります。

第7期第2四半期連結累計期間(自 平成30年7月1日 至 平成30年12月31日)

(流動資産)

当第2四半期連結会計期間末における流動資産は、前連結会計年度末に比べ126,475千円増加し696,680千円となりました。主な要因は、業績が好調に推移したことから、現金及び預金が54,944千円、受取手形及び売掛金が72,700千円増加したためであります。

(固定資産)

当第2四半期連結会計期間末における固定資産は、前連結会計年度末に比べ34,181千円増加し80,117千円となりました。主な要因は、中国関連の事業強化に伴う支出を行ったことから、長期前払費用が31,050千円増加したためであります。

(流動負債)

当第2四半期連結会計期間末における流動負債は、前連結会計年度末に比べ50,952千円増加し309,042千円となりました。主な要因は、業績が好調に推移したことから、買掛金が6,723千円、未払法人税等が32,044千円増加したためであります。

(固定負債)

当第2四半期連結会計期間末における固定負債は、前連結会計年度末に比べ4,837千円減少し58,973千円となりました。これは、運転資金である長期借入金が4,837千円減少したためであります。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末に比べ114,541千円増加し408,781千円となりました。これは、新株の発行により資本金と資本剰余金がそれぞれ11,258千円、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により利益剰余金が92,025千円増加したためであります。

③ キャッシュ・フローの状況

第6期連結会計年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

当連結会計年度における現金及び現金同等物は293,425千円と前年同期と比べ127,723千円(77.1%)の増加となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、78,414千円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益127,582千円、売上債権の増加額44,976千円、仕入債務の増加額23,837千円、法人税等の支払額41,215千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、2,248千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出4,371千円、無形固定資産の取得による支出2,976千円、敷金の回収による収入6,187千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、37,895千円となりました。これは、長期借入れによる収入109,252千円、長期借入金の返済による支出82,157千円、株式の発行による収入10,800千円によるものであります。

第7期第2四半期連結累計期間(自 平成30年7月1日 至 平成30年12月31日)

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は348,370千円と前連結会計年度末と比べ54,944千円(18.7%)の増加となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、34,913千円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益145,251千円、売上債権の増加額72,700千円、長期前払費用の増加額31,050千円、法人税等の支払額24,259千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の増減はありませんでした。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、20,031千円となりました。これは、長期借入れによる収入35,000千円、長期借入金の返済による支出37,485千円、株式の発行による収入22,516千円によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 受注実績

第6期連結会計年度及び第7期第2四半期連結累計期間における受注実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	第6期連結会計年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)				第7期第2四半期連結累計期間 (自 平成30年7月1日 至 平成30年12月31日)	
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)	受注高(千円)	受注残高(千円)
ブランディング事業	1,425,031	+69.0	16,770	△61.3	1,062,824	13,780
合計	1,425,031	+69.0	16,770	△61.3	1,062,824	13,780

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

c. 販売実績

第6期連結会計年度及び第7期第2四半期連結累計期間における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	第6期連結会計年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)		第7期第2四半期連結累計期間 (自 平成30年7月1日 至 平成30年12月31日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
ブランディング事業	1,451,562	+75.8	1,065,814
合計	1,451,562	+75.8	1,065,814

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	第5期連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)
株式会社明治	270,649	32.8
凸版印刷株式会社	189,025	22.9

相手先	第6期連結会計年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)
株式会社ローソン	416,025	28.7

相手先	第7期第2四半期連結累計期間 (自 平成30年7月1日 至 平成30年12月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)
株式会社ローソン	367,734	34.5

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第6期連結会計年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

当連結会計年度の設備投資は総額4,371千円であり、主な内容は建物及び構築物で3,523千円となっています。当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第7期第2四半期連結累計期間(自 平成30年7月1日 至 平成30年12月31日)

当第2四半期連結累計期間は設備投資を行いませんでした。

なお、当第2四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成30年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)		従業員数 (名)
			建物及び構築物	合計	
本社 (東京都渋谷区)	—	本社設備	3,247	3,247	49

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 建物の一部を賃借しております。事務所の年間賃借料(国内子会社への転貸分も含む)は、47,007千円であります。
4. 従業員数は、契約社員を含む就業員数であり、臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成31年1月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,900,000
計	6,900,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,769,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	1,769,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

	新株予約権①
決議年月日	平成27年12月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
新株予約権の数(個) ※1	1,800 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※1	普通株式 90,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※1	140 (注)2
新株予約権の行使期間 ※1	平成29年12月18日～ 平成37年12月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※1	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件 ※1	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	譲渡による新株予約権の取得については、代表取締役の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	(注)5

※1 最近事業年度の末日(平成30年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成31年1月31日)現在にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。
- (2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- (3) その他の条件は、取締役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
4. 平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新

株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権①に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権①で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- v 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権①に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権①に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権①に準じて決定する。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- viii 新株予約権の取得条項
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役の決定がなされた場合)は、取締役の決定により別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
その他、代表取締役が特定の新株予約権について、取得の必要があると認めるときには、その新株予約権を無償にて取得することができる。

第2回新株予約権

	新株予約権②
決議年月日	平成28年5月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 20名 子会社取締役 1名 外部協力者 1名
新株予約権の数(個) ※1	270 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※1	普通株式 13,500 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※1	140 (注)2
新株予約権の行使期間 ※1	平成30年7月2日～ 平成38年5月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※1	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件 ※1	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	譲渡による新株予約権の取得については、代表取締役の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	(注)5

※1 最近事業年度の末日(平成30年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成31年1月31日)現在にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。

(2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

(3) その他の条件は、取締役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は

株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権②に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- v 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権②に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権②に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権②に準じて決定する。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- viii 新株予約権の取得条項
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役の決定がなされた場合)は、取締役の決定により別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
その他、代表取締役が特定の新株予約権について、取得の必要があると認めたときには、その新株予約権を無償にて取得することができる。

第3回新株予約権

	新株予約権③
決議年月日	平成29年7月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 32名 子会社取締役 3名 子会社従業員 5名 外部協力者 2名
新株予約権の数(個) ※1	1,890 [1,880] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※1	普通株式 94,500 [94,000] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※1	600 (注)2
新株予約権の行使期間 ※1	平成31年7月19日～ 平成39年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※1	発行価格 600 資本組入額 300
新株予約権の行使の条件 ※1	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	(注)5

※1 最近事業年度の末日(平成30年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成31年1月31日)現在にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。

(2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

(3) その他の条件は、取締役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができるものとする。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

第4回新株予約権

	新株予約権④
決議年月日	平成30年7月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 41名 子会社取締役 6名 子会社従業員 13名 外部協力者 4名
新株予約権の数(個) ※1	－ [1,639] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※1	普通株式 ー [81,950] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※1	－ [866] (注) 2
新株予約権の行使期間 ※1	－ [平成32年7月20日～ 平成40年7月19日]
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※1	発行価格 ー [866] 資本組入額 ー [433]
新株予約権の行使の条件 ※1	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	－ [譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。]
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	(注) 5

※1 最近事業年度の末日(平成30年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(平成31年1月31日)現在にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。

(2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

(3) その他の条件は、取締役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができるものとする。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

② 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年9月3日 (注) 1	10	310	100	3,100	—	—
平成26年9月10日 (注) 2	—	310	6,900	10,000	—	—
平成27年12月17日 (注) 3	30,690	31,000	—	10,000	—	—
平成27年12月24日 (注) 4	1,500	32,500	5,250	15,250	5,250	5,250
平成28年9月6日 (注) 5	180	32,680	630	15,880	630	5,880
平成29年5月31日 (注) 6	1,820	34,500	27,300	43,180	27,300	33,180
平成29年9月29日 (注) 7	360	34,860	5,400	48,580	5,400	38,580
平成29年12月1日 (注) 8	1,708,140	1,743,000	—	48,580	—	38,580
平成30年9月29日 (注) 9	26,000	1,769,000	11,258	59,838	11,258	49,838

- (注) 1. 株主割当 発行価格 10,000円 資本組入額 10,000円 割当先 伊達晃洋
2. 利益剰余金の資本組入れによる増加であります。
3. 株式分割(1:100)による増加であります。
4. 有償第三者割当 発行価格 7,000円 資本組入額 3,500円
割当先 ㈱ワンセンチュリーカンパニー
5. 有償第三者割当 発行価格 7,000円 資本組入額 3,500円
割当先 ㈱MUGEN
6. 有償第三者割当 発行価格 30,000円 資本組入額 15,000円
主な割当先 瓜生健太郎、玉塚元一、他8名と1社
7. 有償第三者割当 発行価格 30,000円 資本組入額 15,000円
割当先 エードット社員持株会
8. 株式分割(1:50)による増加であります。
9. 有償第三者割当 発行価格 866円 資本組入額 433円
割当先 エードット社員持株会

(4) 【所有者別状況】

平成31年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	3	—	—	13	16	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	3,800	—	—	13,890	17,690	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	21.5	—	—	78.5	100.0	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成31年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,769,000	17,690	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,769,000	—	—
総株主の議決権	—	17,690	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題として認識しております。しかしながら、当社は現在、成長過程であることから、内部留保の充実を図ることで、財務体質の強化と運転資金、設備投資に充当することで、より一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、現時点においては、配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、内部留保資金の使途につきましては、今後の新規事業の開発資金として投入していくこととしております。

また、当社の定款には中間配当を行うことができる旨を定めており、中間配当と期末配当の2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 7 名 女性 0 名 (役員のうち女性の比率 0.0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	伊達 晃洋	昭和59年11月7日	平成17年10月 ㈱アーバンネット南十字社 入社 平成19年10月 ㈱ワイズインテグレーション 入社 平成22年10月 ㈱アップクオリティ 入社 平成24年7月 当社設立 代表取締役社長(現任) 平成28年4月 ㈱エードット・マネジメン(現 ㈱アスラゴ)設立 代表取締役 平成28年8月 ㈱カラス 取締役(現任) 平成28年8月 ㈱T 取締役(現任) 平成28年12月 ㈱鳴設立 代表取締役 ㈱UMIU(現㈱エードット・ア ジア) 取締役(現任) 平成29年5月 ㈱アスラゴ 取締役(現任) 平成30年4月 ㈱鳴 取締役(現任) 平成30年10月 北京伊藤商貿有限公司 総経 理(現任)	(注) 3	1,550,000 (注) 6
取締役 副社長	—	仲亀 敦	昭和57年8月25日	平成17年4月 ㈱ニップコーポレーション 入社 平成20年1月 ㈱ワイズインテグレーション 入 社 平成23年8月 ㈱アップクオリティ 入社 平成24年7月 当社 入社 平成27年1月 当社 取締役 平成28年12月 ㈱UMIU(現㈱エードット・ア ジア)設立 代表取締役 当社 取締役副社長(現任)	(注) 3	—
取締役	—	牧野 圭太	昭和59年11月21日	平成21年4月 ㈱博報堂 入社 平成27年6月 ㈱文鳥社設立 代表取締役 平成28年8月 ㈱カラス設立 代表取締役(現任) 平成29年7月 当社 取締役(現任)	(注) 3	—
取締役	—	玉塚 元一	昭和37年5月23日	昭和60年4月 旭硝子㈱ 入社 平成10年7月 日本アイ・ピー・エム㈱ 入社 平成10年12月 ㈱ファーストリテイリング 入社 平成14年11月 同社 代表取締役社長 平成17年9月 ㈱リヴァンプ設立 代表取締役 平成23年3月 ㈱ロゾン 副社長執行役員 平成26年5月 同社 代表取締役社長 平成29年5月 ㈱GTI 代表取締役(現任) 平成29年6月 ㈱ハーツユナイテッド(現㈱デジ タルハーツ) 代表取締役社長 CEO(現任) 平成29年9月 当社 社外取締役(現任) 平成29年10月 ㈱ラクスル 社外取締役(現任)	(注) 3	10,000
取締役 (監査等 委員)	—	松崎 文治	昭和25年10月23日	昭和48年4月 キッコーマン醤油㈱(現キッコ ーマン) 入社 平成17年6月 マンズワイン㈱ 監査役 平成18年6月 キッコーマン㈱ 執行役員 平成21年6月 キッコーマン食品㈱ 常務執行役 員 平成28年12月 当社 監査役 平成29年9月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	5,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等 委員)	—	松木 大輔	昭和52年12月23日	平成17年10月 平成19年11月 平成23年6月 平成24年4月 平成25年6月 平成25年9月 平成26年10月 平成27年2月 平成28年6月 平成28年7月 平成28年12月 平成29年1月 平成29年6月 平成29年9月	弁護士登録(東京弁護士会所属) 角家・江木法律事務所 入所 ㈱オンライン 監査役 地盤ネットホールディングス㈱ 社外監査役(現任) 松木法律事務所開設 事務所長(現 任) ㈱A-STAR 監査役 ㈱マーケティングアプリケーションズ 社外監査役(現任) 地盤ネット㈱ 監査役(現任) ㈱40'sエンジェル 理事(現任) ㈱駅探 社外取締役(現任) 地盤ネット総合研究所㈱ 監査役 ㈱コンコース 取締役(監査等委 員)(現任) ㈱グッドコムアセット 社外取締 役(現任) ㈱ウィルゲート 取締役(監査等 委員)(現任) 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	5,000
取締役 (監査等 委員)	—	阿部 慎史	昭和54年5月21日	平成15年10月 平成18年10月 平成19年5月 平成19年7月 平成21年7月 平成23年12月 平成24年4月 平成26年2月 平成29年3月 平成29年6月 平成30年3月 平成30年6月 平成30年8月	新日本監査法人(現EY新日本有限 責任監査法人)入所 弁護士法人キャスト糸賀(現瓜 生・糸賀法律事務所)入所 公認会計士登録 阿部慎史公認会 計士事務所 開業(現任) 税理士登録 阿部慎史税理士事務 所 開業(現任) 合同会社エスシー(現㈱信誠法務 会計)設立 代表社員 ㈱信誠法務会計(合同会社エスシー から組織変更) 代表取締役 特定非営利活動法人アオダモ資源 育成の会 監事(現任) 一般社団法人全日本女子野球連盟 監事(現任) 一般社団法人全日本テコンドー協 会 監事(現任) 株式会社セキュアイノベーション 監査役(現任) 当社 取締役(監査等委員)(現任) ブレイクスルー・アカウンティン グ㈱ 代表取締役(現任) ㈱葵 代表取締役(現任)	(注) 4	—
計							1,570,000

- (注) 1. 平成29年9月26日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は平成29年9月26日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 玉塚元一、松崎文治、松木大輔、阿部慎史は、社外取締役であります。
3. 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、平成30年9月26日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査等委員である取締役の任期は、平成29年9月26日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 監査等委員のうち、松崎文治氏は、常勤監査等委員であります。
6. 代表取締役社長伊達晃洋の所有株式数は、同氏の資産管理会社である有限会社Tが所有する株式を含んでおります。
7. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は管理部部長吉田光志、クリエイティブ部部長小野川翼の2名であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、「夢を応援する社会をつくる」ことをミッションとして掲げ、事業者を中心とする顧客をサポートし社会の発展に寄与する高付加価値なサービスを提供することを目指しております。

この経営理念のもと、株主、取引先、従業員等のステークホルダーの期待と信頼にこたえ企業価値を向上させるためには、コーポレート・ガバナンスの構築が必要不可欠であり、経営の健全性・効率性及び透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めております。

① 企業統治の体制

当社は取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、平成29年9月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、「監査等委員会設置会社」へ移行いたしました。

当社は会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役の他、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置するとともに、代表取締役社長直轄の内部監査担当を配置しております。そして監査等委員でない取締役として社外取締役1名、監査等委員である取締役については3名中3名の社外取締役を登用しております。このような社外取締役による経営への牽制機能の強化や、上記機関相互の連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が十分に確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。当社の取締役は、取締役(監査等委員である取締役を除く)10名以内、監査等委員である取締役5名以内、合わせて15名以内とする旨を定款に定めております。

a. 取締役会及び取締役

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)4名及び監査等委員である取締役3名の合計7名(本書提出日現在)で構成され、法令又は定款の定めるところにより取締役等に委任できない事項及び経営戦略等の重要事項について審議・決定し、それらについて定期的にチェックする機能を果たしております。原則として月1回の開催とし、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

b. 監査等委員会及び監査等委員である取締役

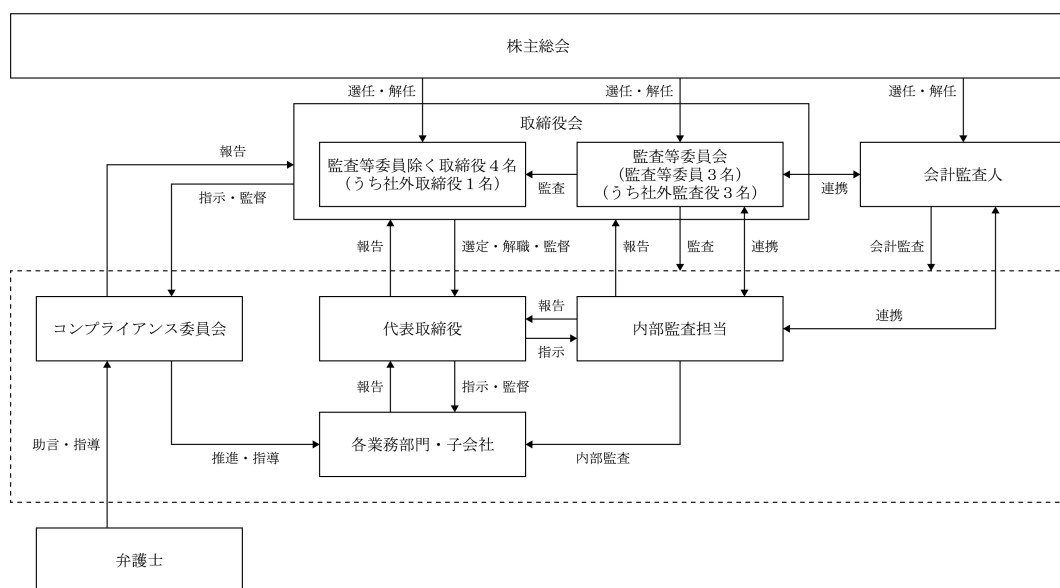
当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名を含む社外取締役である監査等委員3名で構成されています。また、常勤監査等委員である松崎文治氏を議長と定めております。

監査等委員である取締役は、取締役の執行状況等経営監視機能の充実に努めており、内部監査担当及び会計監査人との相互の意見交換等を通じて、その実効性を高めるよう努めております。

c. 会計監査人

当社は、監査法人A&Aパートナーズと監査契約を締結しております。

当社における業務執行、経営監視及び内部統制の整備の状況(本書提出日現在)は次の図のとおりであります。



② 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備・運用状況又は準備状況

当社は、市場環境・経済動向・関連法令の改正その他の事業環境等当社を取り巻くあらゆる状況を踏まえて、次の通り内部統制システムに関する基本方針を定めております。

なお、取締役会は、本基本方針を事業環境の変化等に応じて適宜見直すこととし、実効性の維持向上を図るべく不断の努力を行うこととしております。その概要は以下のとおりです。

a. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社においては、役職員の職務執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「行動規範」を制定しそれらを執務室に掲示し、月次で行われる全体会議においても随時コーポレート・ガバナンスについてふれることにより、役職員が日常の業務執行において、法令及び定款に適合した行動を意識できるように心掛けております。

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員である取締役による取締役の業務執行の監査に加え、取締役社長の命を受けた内部監査担当が、内部監査規程に基づき、取締役及び従業員の職務の執行に関する状況の把握、監査等を定期的に行い、取締役社長に報告しております。

また、法令や社内諸規程上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

b. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部を管掌する取締役又は業務執行取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定及び改定し、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。不測の事態が生じた場合には、取締役社長が指名する者を対策本部長とする対策本部を設置して、開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行うほか、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、取締役会において情報共有されております。また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、すべての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。このような機関ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全取締役及び従業員の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

月1回開催される定例取締役会において、月次決算及び業務にかかる報告がなされ、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに日常の業務執行の協議を活発に行っており、この取締役会の活性化が取締役の職務執行の効率化にもつながっております。

e. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の子会社は、北京伊藤商貿有限公司以外の会社は当社がその株式の全てを保有する完全子会社であり、北京伊藤商貿有限公司は連結子会社であります。日常業務を行う執務室を共有し、業績及び資産管理を中心とした業務も関係会社管理規程を制定し当社管理部が集中管理しております。従って、これらの子会社を含む当社グループは、当社グループ全体で執務室に掲示された「経営理念」、「行動規範」を共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保するとともに、内部監査も当社の内部監査担当が内部監査規程に基づき子会社に対しても当社を対象とした内部監査と同等のレベルの内部監査を実施しております。

また、当社は子会社に取締役を派遣し、会社法上の取締役としての地位を持って子会社の取締役の職務執行を直接管理監督可能な体制を確保しております。

f. 監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査等委員は、必要に応じて監査等委員の職務を補助すべき使用人を任命し、業務に必要な事項を命令することができ、その結果を監査等委員会に報告しております。

また、当該使用人は、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとしております。

g. 監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会付従業員の独立性を確保するため、当該従業員の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には監査等委員会の事前の同意を得て行います。また、監査等委員会付の人事考課については監査等委員の同意を得て行うこととしております。

h. 取締役及び従業員が監査等委員に報告をするための体制その他監査等委員への報告に関する体制並びに報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び従業員は、内部通報制度の通報状況を含め重大な法令違反及び著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員に報告するものとしており、監査等委員は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとしております。

また、監査等委員へ報告した取締役及び従業員に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止し、報告者を保護しております。

i. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査等委員の出席を拒めないものとしております。

また、監査等委員は、取締役社長を含む取締役及び内部監査担当と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて会計監査人や顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

j. 監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又はその債務の処理をすることとしております。

k. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築しております。

l. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、管理部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。

③ 内部監査及び監査等委員会監査

a. 内部監査

当社は、独立した内部監査室は設けておりませんが、当社の業務上の不正、誤謬の未然防止、経営効率の増進に資することを目的として、取締役社長直轄の内部監査担当を2名体制とし、内部監査規程に基づき当社の各部門等に定期的な内部監査等を実施することにより、業務の適正化・リスク把握に努めております。

b. 監査等委員会監査

監査等委員である取締役は3名であり、うち1名は常勤監査等委員であります。監査等委員は、監査方針、監査計画に基づき、毎月の監査等委員会の開催の他、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等から受領した報告内容の検証、各部門等の実地調査などを行い、内部統制システムの整備等の取締役の職務執行を監査しております。

c. 内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互提携

監査を実施する内部監査担当と監査等委員である取締役は、情報共有を適宜実施し、監査計画や監査実施状況及び監査結果等について報告を行い、課題やリスク及び改善等の状況について相互に綿密な連携を図り、管理体制と現場への浸透度の状況把握に努めております。また、内部監査担当及び監査等委員である取締役は、会計監査人である監査法人A&Aパートナーズとも定期的に意見交換を実施しており、監査計画や監査実施状況及び財務報告に係る内部統制の監査を含む監査結果等について、三者の異なる立場からの監査を有機的に連携させることにより、当社業務の適正確保に努めております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。

提出日現在、会計監査人との間に責任限定契約は締結しておりません。

⑤ 社外取締役

当社は社外取締役として、玉塚元一氏、松崎文治氏、松木大輔氏及び阿部慎史の4名(内、松崎文治氏、松木大輔氏、阿部慎史氏は監査等委員)を選任しております。当該社外取締役は、社外取締役間での連携を密にすることによって情報共有を行ない、必要に応じて当社管理部、内部監査担当、会計監査人等と相互連携を図ることによって、当社の意思決定に対して幅広い視野をもった第三者の立場から適時適切な意見の提供を行なっております。

玉塚元一氏は、㈱ファーストリテイリングの代表取締役を務めた後、企業再生を支援する㈱リヴァンプを創業し代表取締役を務め、その後㈱ローソンの代表取締役を務めるなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有することから当社の社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏は当社株式を10,000株保有しておりますが、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。また、同氏との間には、人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

松崎文治氏は、キッコーマン㈱の執行役員、マンズワイン㈱の監査役等を務められ、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有することから当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏は当社株式を5,000株保有しておりますが、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。また、同氏との間には、人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

松木大輔氏は、弁護士として企業法務に精通しており、また、財務及び会計に関する相当程度の知見も有していることから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏は当社株式を5,000株保有しておりますが、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。また、同氏との間には、人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

阿部慎史氏は、公認会計士として会計知識に精通しており、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏との間には、人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

当社においては、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、㈱東京証券取引所が定める独立役員の判断基準等を参考にしており、経歴や当社との関係も踏まえて、社外取締役を選任しております。

⑥ リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制を整備するために、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を制定・施行しており、これに基づき当社の事業活動におけるリスク・コンプライアンス体制の整備、維持、向上のため、管理部部長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置・開催しております。また、当社のリスクの早期発見等を目的として、弁護士及び管理部人事総務グループを通報窓口とする内部通報制度を構築するとともに、高度、高度な判断が必要とされるリスクが予見・発見された場合には、必要に応じて弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けることが出来る体制を構築しております。

⑦ 役員の報酬等

第6期における当社の取締役に対する役員報酬等は以下のとおりであります。

a. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	40,700	40,700	—	—	—	4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	—	—	—	—	—	0
社外役員	7,650	7,650	—	—	—	5

※取締役及び監査等委員の退職により、第6期末時点では取締役4名、監査等委員3名となります。

b. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

c. 役員の報酬等の額又はその算出方法の決定に関する方針

当社の役員報酬については、株主総会決議により、監査等委員ではない取締役及び監査等委員である取締役それぞれの報酬限度額を決定しております。監査等委員ではない各取締役及び監査等委員である各取締役の報酬額は、監査等委員でない取締役については取締役会の決議に基づき代表取締役が決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会が決定しております。

⑧ 株式の保有状況

- a. 純投資目的以外の目的の投資株式
該当事項はありません。
- b. 純投資目的の投資株式
該当事項はありません。

⑨ 会計監査の状況

当社は、監査法人A&Aパートナーズと監査契約を締結し、会計監査を受けております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は、次のとおりであります。

- a. 業務を執行した公認会計士の氏名
業務執行社員 加賀美 弘明
業務執行社員 齋藤 晃一
継続年数については、両名とも7年以内であるため、記載を省略しております。
- b. 監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 10名
その他 2名

⑩ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

a. 自己株式

当社は、経済情勢の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法165条第2項の規定により、自己株式の取得を取締役会の決議によって実施することができる旨を定款に定めております。

b. 取締役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

c. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法454条第5項の規定により、中間配当を取締役会の決議によって実施することができる旨を定款に定めております。

⑪ 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

⑫ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、その議決権は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑬ 株主総会の特別決議事項要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	8,000	—	10,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	8,000	—	10,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方法は、特に定めておりませんが、監査法人より提示された監査計画、監査内容、監査日数等について、当社の規模、業界の特性を勘案して、監査等委員会の同意を得た上で双方協議により決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成28年7月1日から平成29年6月30日まで)の連結財務諸表及び当連結会計年度(平成29年7月1日から平成30年6月30日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成28年7月1日から平成29年6月30日まで)及び当事業年度(平成29年7月1日から平成30年6月30日まで)の財務諸表について、監査法人A&Aパートナーズにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成30年10月1日から平成30年12月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成30年7月1日から平成30年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人A&Aパートナーズによる四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、監査法人等との意見交換を通じて、情報収集に務めるとともに、決算業務体制の強化を図っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年6月30日)	当連結会計年度 (平成30年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	165,701	293,425
受取手形及び売掛金	198,585	243,562
未成業務支出金	4,839	3,304
繰延税金資産	2,512	3,412
その他	7,284	26,498
流動資産合計	378,924	570,204
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3,815	3,523
工具、器具及び備品	1,833	2,232
減価償却累計額	△2,490	△1,394
有形固定資産合計	3,158	4,361
無形固定資産		
ソフトウェア	—	5,027
ソフトウェア仮勘定	810	740
無形固定資産合計	810	5,768
投資その他の資産		
投資有価証券	—	810
関係会社株式	※ 9,770	—
敷金	40,884	34,996
長期前払費用	392	—
繰延税金資産	905	—
投資その他の資産合計	51,951	35,806
固定資産合計	55,920	45,936
資産合計	434,844	616,140
負債の部		
流動負債		
買掛金	75,120	98,957
1年内返済予定の長期借入金	43,596	68,443
未払金	13,157	26,156
未払法人税等	24,894	24,259
その他	19,273	40,273
流動負債合計	176,041	258,090
固定負債		
長期借入金	61,562	63,810
固定負債合計	61,562	63,810
負債合計	237,603	321,900
純資産の部		
株主資本		
資本金	43,180	48,580
資本剰余金	33,180	38,580
利益剰余金	120,881	207,080
株主資本合計	197,241	294,240
純資産合計	197,241	294,240
負債純資産合計	434,844	616,140

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成30年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	348,370
受取手形及び売掛金	316,263
未成業務支出金	11,949
その他	20,097
流動資産合計	696,680
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	3,523
工具、器具及び備品	2,232
減価償却累計額	△1,766
有形固定資産合計	3,989
無形固定資産	
ソフトウェア	4,468
無形固定資産合計	4,468
投資その他の資産	
投資有価証券	810
敷金	33,742
長期前払費用	31,050
繰延税金資産	6,056
投資その他の資産合計	71,659
固定資産合計	80,117
資産合計	776,797

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成30年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	105,680
1年内返済予定の長期借入金	70,795
未払金	30,868
未払法人税等	56,304
その他	45,394
流動負債合計	309,042
固定負債	
長期借入金	58,973
固定負債合計	58,973
負債合計	368,015
純資産の部	
株主資本	
資本金	59,838
資本剰余金	49,838
利益剰余金	299,105
株主資本合計	408,781
純資産合計	408,781
負債純資産合計	776,797

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 7 月 1 日 至 平成29年 6 月 30 日)	当連結会計年度 (自 平成29年 7 月 1 日 至 平成30年 6 月 30 日)
売上高	825,671	1,451,562
売上原価	435,626	835,643
売上総利益	390,045	615,918
販売費及び一般管理費		
役員報酬	44,625	68,160
給与手当	93,888	158,768
その他	148,861	264,432
販売費及び一般管理費合計	287,375	491,361
営業利益	102,670	124,557
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	0	—
助成金収入	2,000	4,400
消費税等免除益	2,456	—
その他	135	11
営業外収益合計	4,592	4,413
営業外費用		
支払利息	1,215	1,667
本社移転費用	1,385	4,508
営業外費用合計	2,600	6,176
経常利益	104,662	122,794
特別利益		
事業譲渡益	—	6,733
特別利益合計	—	6,733
特別損失		
固定資産売却損	—	* 1,946
特別損失合計	—	1,946
税金等調整前当期純利益	104,662	127,582
法人税、住民税及び事業税	32,810	40,542
法人税等調整額	△1,777	4
法人税等合計	31,032	40,547
当期純利益	73,629	87,034
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	73,629	87,034

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月 30日)	当連結会計年度 (自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 6月 30日)
当期純利益	73,629	87,034
包括利益	73,629	87,034
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	73,629	87,034
非支配株主に係る包括利益	—	—

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年7月1日 至平成30年12月31日)
売上高	1,065,814
売上原価	560,850
売上総利益	504,964
販売費及び一般管理費	※ 359,247
営業利益	145,716
営業外収益	
受取利息	1
消費税等免除益	2,103
営業外収益合計	2,104
営業外費用	
支払利息	569
上場関連費用	2,000
営業外費用合計	2,569
経常利益	145,251
税金等調整前四半期純利益	145,251
法人税、住民税及び事業税	55,870
法人税等調整額	△2,643
法人税等合計	53,226
四半期純利益	92,025
非支配株主に帰属する四半期純利益	—
親会社株主に帰属する四半期純利益	92,025

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成30年7月1日
至平成30年12月31日)

四半期純利益	92,025
四半期包括利益	92,025
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	92,025
非支配株主に係る四半期包括利益	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	15,250	5,250	47,251	67,751	67,751
当期変動額					
新株の発行	27,930	27,930		55,860	55,860
親会社株主に帰属する 当期純利益			73,629	73,629	73,629
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				—	—
当期変動額合計	27,930	27,930	73,629	129,489	129,489
当期末残高	43,180	33,180	120,881	197,241	197,241

当連結会計年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	43,180	33,180	120,881	197,241	197,241
当期変動額					
新株の発行	5,400	5,400		10,800	10,800
親会社株主に帰属する 当期純利益			87,034	87,034	87,034
連結範囲の変動			△835	△835	△835
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				—	—
当期変動額合計	5,400	5,400	86,198	96,998	96,998
当期末残高	48,580	38,580	207,080	294,240	294,240

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月 30日)	当連結会計年度 (自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 6月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	104,662	127,582
減価償却費	1,556	1,781
受取利息及び受取配当金	△1	△1
支払利息	1,215	1,667
有形固定資産売却損益 (△は益)	—	1,946
事業譲渡益	—	△6,733
助成金収入	△2,000	△4,400
消費税等免除益	△2,456	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△124,652	△44,976
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△2,983	1,534
仕入債務の増減額 (△は減少)	54,631	23,837
その他	△631	14,266
小計	29,340	116,503
利息及び配当金の受取額	1	1
利息の支払額	△1,036	△1,275
助成金の受取額	2,000	4,400
法人税等の支払額	△20,144	△41,215
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,161	78,414
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△510	△4,371
無形固定資産の取得による支出	△810	△2,976
投資有価証券の取得による支出	—	△810
関係会社株式の取得による支出	△7,770	—
敷金の差入による支出	△38,878	△300
敷金の回収による収入	—	6,187
事業譲渡による収入	—	4,519
その他	4,033	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△43,934	2,248
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	49,000	109,252
長期借入金の返済による支出	△32,579	△82,157
株式の発行による収入	55,860	10,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	72,281	37,895
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	38,507	118,558
現金及び現金同等物の期首残高	127,194	165,701
新規連結子会社の現金及び現金同等物の期首残高	—	9,165
現金及び現金同等物の期末残高	※ 165,701	※ 293,425

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成30年7月1日
至平成30年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	145,251
減価償却費	930
受取利息及び受取配当金	△1
支払利息	569
売上債権の増減額 (△は増加)	△72,700
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△8,644
仕入債務の増減額 (△は減少)	6,723
長期前払費用の増減額 (△は増加)	△31,050
その他	18,663
小計	59,741
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△569
法人税等の支払額	△24,259
営業活動によるキャッシュ・フロー	34,913
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	35,000
長期借入金の返済による支出	△37,485
株式の発行による収入	22,516
財務活動によるキャッシュ・フロー	20,031
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	54,944
現金及び現金同等物の期首残高	293,425
現金及び現金同等物の期末残高	※ 348,370

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

㈱カラス

㈱噂

(2) 非連結子会社の名称

㈱アスラボ

㈱UMIU

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社2社は、いずれも本格的に事業を開始しておらず、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社

㈱アスラボ

㈱UMIU

持分法の適用の範囲から除いた理由

持分法を適用していない非連結子会社2社は、いずれも本格的に事業を開始しておらず、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

未成業務支出金

個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～20年

工具、器具及び備品 3～15年

(3) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(4) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

㈱カラス

㈱噂

㈱アスラボ

㈱エードット・アジア

㈱S p a r k

前連結会計年度において非連結子会社であった㈱アスラボ、㈱エードット・アジア(旧㈱UMIU)は、重要性が増したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

㈱S p a r kは当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

未成業務支出金

個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～20年

工具、器具及び備品 3～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(4) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

前連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

当連結会計年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※ 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
関係会社株式	9,770千円	一千円

(連結損益計算書関係)

※ 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
建物及び構築物	一千円	1,728千円
工具、器具及び備品	一千円	217千円
計	一千円	1,946千円

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	32,500	2,000	—	34,500

(変動事由の概要)

発行済株式の増加数は、新株の発行による増加2,000株であります。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	34,500	1,708,500	—	1,743,000

(変動事由の概要)

発行済株式の増加数は、新株の発行による増加360株及び株式分割による増加1,708,140株であります。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
現金及び預金	165,701千円	293,425千円
現金及び現金同等物	165,701千円	293,425千円

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等に限定し、また、資金調達については、事業に必要な資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、事務所の賃貸借契約における敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、その全てが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に運転資金を用途とした資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、当社グループの与信管理規程に従い、定期的取引先の信用状況を把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融商品の貸借対照表価額により表わされています。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2を参照ください。)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	165,701	165,701	—
(2) 受取手形及び売掛金	198,585	198,585	—
資産計	364,287	364,287	—
(1) 買掛金	75,120	75,120	—
(2) 未払金	13,157	13,157	—
(3) 未払法人税等	24,894	24,894	—
(4) 長期借入金(※)	105,158	105,162	4
負債計	218,330	218,334	4

(※) 長期借入金については1年内返済予定分を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、並びに(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	当連結会計年度(千円)
敷金	40,884

賃借物件において預託している敷金については、退去による返還までの期間を算定することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	165,701	—	—	—
受取手形及び売掛金	198,585	—	—	—
合計	364,287	—	—	—

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	43,596	40,209	17,465	3,490	398	—
合計	43,596	40,209	17,465	3,490	398	—

当連結会計年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等に限定し、また、資金調達については、事業に必要な資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、事務所の賃貸借契約における敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、その全てが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に運転資金を用途とした資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、当社グループの与信管理規程に従い、定期的に取引先の信用状況を把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融商品の貸借対照表価額により表わされています。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2を参照ください。)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	293,425	293,425	—
(2) 受取手形及び売掛金	243,562	243,562	—
資産計	536,987	536,987	—
(1) 買掛金	98,957	98,957	—
(2) 未払金	26,156	26,156	—
(3) 未払法人税等	24,259	24,259	—
(4) 長期借入金(※)	132,253	132,254	1
負債計	281,626	281,627	1

(※) 長期借入金については1年内返済予定分を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、並びに(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	当連結会計年度(千円)
敷金	34,996

賃借物件において預託している敷金については、退去による返還までの期間を算定することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	293,425	—	—	—
受取手形及び売掛金	243,562	—	—	—
合計	536,987	—	—	—

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	68,443	45,382	18,428	—	—	—
合計	68,443	45,382	18,428	—	—	—

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

- 1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年12月17日	平成28年5月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 1名 当社従業員 17名 関係会社取締役 1名 外部協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,800株	普通株式 1,850株
付与日	平成27年12月17日	平成28年7月1日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。</p> <p>② 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>③ その他の条件は、取締役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。</p> <p>② 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>③ その他の条件は、取締役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成29年12月18日 ～平成37年12月17日	平成30年7月2日 ～平成38年5月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成29年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年12月17日	平成28年5月30日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	1,800	1,890
付与	—	—
失効	—	40
権利確定	—	—
未確定残	1,800	1,850
権利確定後(株)	—	—
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年12月17日	平成28年5月30日
権利行使価格(円)	7,000	7,000
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(株)	—	—

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、類似会社比準方式によっております。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

1 ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年12月17日	平成28年5月30日	平成29年7月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社従業員 14名 外部協力者 1名	当社取締役 3名 当社従業員 28名 関係会社取締役 3名 関係会社従業員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 90,000株	普通株式 13,500株	普通株式 94,500株
付与日	平成27年12月17日	平成28年7月1日	平成29年7月18日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。</p> <p>② 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>③ その他の条件は、取締役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。</p> <p>② 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>③ その他の条件は、取締役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。</p> <p>② 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>③ その他の条件は、取締役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成29年12月18日 ～平成37年12月17日	平成30年7月2日 ～平成38年5月30日	平成31年7月19日 ～平成39年7月18日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成29年12月1日付の株式分割(普通株式1株につき50株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成30年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年12月17日	平成28年5月30日	平成29年7月18日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	90,000	92,500	—
付与	—	—	105,500
失効	—	79,000	11,000
権利確定	90,000	—	—
未確定残	—	13,500	94,500
権利確定後(株)	—	—	—
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	90,000	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	90,000	—	—

(注) 平成29年12月1日付の株式分割(普通株式1株につき50株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年12月17日	平成28年5月30日	平成29年7月18日
権利行使価格(円)	140	140	600
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(株)	—	—	—

(注) 平成29年12月1日付の株式分割(普通株式1株につき50株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、類似会社比準方式によっております。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,512千円
資産除去債務	905 "
繰延税金資産合計	<u>3,417千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>3,417千円</u>

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	2,512千円
固定資産－繰延税金資産	905千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.8%
(調整)	
税額控除	△3.1%
住民税均等割等	0.2%
中小法人軽減税額	△2.7%
その他	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>29.6%</u>

当連結会計年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,589千円
福利厚生積立金	823 "
繰延税金資産合計	<u>3,412千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>3,412千円</u>

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	3,412千円
固定資産－繰延税金資産	一千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

事業分離

(1) 事業分離の概要

① 分離先企業の名称

株式会社ノヴィータ

② 分離した事業の内容

当社のセールスプロモーションサービスの一部事業(※)

※ スーパー等におけるセールスプロモーションの運営事業となります。

③ 事業分離を行った主な理由

当社グループの事業の方向性などを考慮し、経営資源の選択と集中を図るためであります。

④ 事業分離日

平成29年7月1日

⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

① 移転損益の金額

6,733千円

② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

移転したのは既存顧客のリストや業務を遂行する要員のリストであり、資産及び負債の移転はしていません。

(3) 譲渡する事業が含まれている報告セグメントの名称

当社グループは、ブランディング事業のみの単一セグメントであります。

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

当連結会計年度の期首に事業分離を行なっているため、当連結会計年度の連結損益計算書には分離した事業に係る損益は含まれておりません。

(5) 継続的関与の概要

当社と株式会社ノヴィータは、事業分離日から3ヶ月間を対象とした、デモンストレーター事業における共同事業運営に関する覚書を締結しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

当社グループは、本社の不動産賃貸借契約に基づく、退去時の原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当連結会計年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

当社グループは、平成29年6月に本社を移転しており、本社の不動産賃貸借契約に基づく、退去時の原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する貸借資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

当社グループは、ブランディング事業のみの単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

当社グループは、ブランディング事業のみの単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

売上高は全てブランディング事業の売上高のため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社明治	270,649	ブランディング事業
凸版印刷株式会社	189,025	ブランディング事業

当連結会計年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

売上高は全てブランディング事業の売上高のため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社ローソン	416,025	ブランディング事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要 株主	伊達 晃洋	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接72.5 間接17.4	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証(注)2	105,158	—	—
							当社が貸借している本社の貸借契約に対する連帯被保証(注)3	—	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記の金額には消費税等が含まれておりません。
2. 当社の銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
3. 本社の貸借契約に対して連帯保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要 株主	伊達 晃洋	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接71.7 間接17.2	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証(注)2	132,253	—	—
							当社が貸借している本社の貸借契約に対する連帯被保証(注)3	—	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記の金額には消費税等が含まれておりません。
2. 当社の銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
3. 本社の貸借契約に対して連帯保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
1株当たり純資産額	114.34円	168.81円
1株当たり当期純利益	44.89円	50.06円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	73,629	87,034
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	73,629	87,034
普通株式の期中平均株式数(株)	1,640,100	1,738,562
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権の数3,650個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	新株予約権3種類(新株予約権の数3,960個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成29年6月30日)	当連結会計年度 (平成30年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	197,241	294,240
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	197,241	294,240
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,725,000	1,743,000

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

1. 新株予約権の発行

当社は、平成29年7月18日開催の臨時株主総会及び平成29年7月18日開催の取締役会において、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成29年7月18日に発行いたしました。

(1) 新株予約権の付与日

平成29年7月18日

(2) 付与対象者の区分及び人数

当社取締役3名、当社従業員32名、関係会社取締役3名、関係会社従業員5名、外部協力者2名

(3) 新株予約権の発行数

2,110個

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式105,500株(新株予約権1個につき50株)

(5) 新株予約権の行使時の払込金額

1株につき600円

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

発行価格の総額 : 1株につき600円

資本組入額の総額 : 1株につき300円

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の総額及び資本組入額の総額

発行価格の総額 : 63,300,000円

資本組入額の総額 : 31,650,000円

(8) 新株予約権の行使期間

自 平成31年7月19日 至 平成39年7月18日

(注) 平成29年12月1日付の株式分割(普通株式1株につき50株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 新株の発行

当社は、平成29年8月31日開催の臨時株主総会及び平成29年8月31日開催の取締役会に基づき、第三者割当により普通株式を発行いたしました。その概要は次のとおりであります。

(1) 発行株式の種類及び数 普通株式360株

(2) 発行価額 1株につき金30,000円

(3) 申込期日 平成29年9月19日(火)

(4) 払込期日 平成29年9月29日(金)

(5) 払込金額 10,800,000円

(6) 払込金額中の資本に組み入れる額 5,400,000円

(7) 資金使途 運転資金

3. 重要な事業の譲渡

当社は、平成28年12月19日の取締役会でセールスプロモーションサービスの一部サービス(※)を株式会社ノヴィータに譲渡することを決議し、平成29年1月5日付けで事業譲渡基本合意書を締結し、平成29年7月1日付けで事業譲渡を行いました。

(1) 事業分離の概要

- ① 分離先企業の名称
株式会社ノヴィータ
- ② 分離した事業の内容
当社のセールスプロモーションサービスの一部サービス(※)
- ③ 事業分離を行った主な理由
当社グループの事業の方向性などを考慮し、経営資源の選択と集中を図るためであります。
- ④ 事業分離日
平成29年7月1日
- ⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項
受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(2) 譲渡する事業が含まれている報告セグメントの名称

当社グループは、ブランディング事業のみの単一セグメントであります。

※ スーパー等におけるイベントプロモーション運用サービスとなります。

当連結会計年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

1. 新株予約権の発行

当社は、平成30年7月19日開催の臨時株主総会及び平成30年7月19日開催の取締役会において、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成30年7月19日に発行いたしました。

- (1) 新株予約権の付与日
平成30年7月19日
- (2) 付与対象者の区分及び人数
当社取締役3名、当社従業員42名、関係会社取締役6名、関係会社従業員12名、外部協力者4名
- (3) 新株予約権の発行数
1,640個
- (4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式82,000株(新株予約権1個につき50株)
- (5) 新株予約権の行使時の払込金額
1株につき866円
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
発行価格の総額 : 1株につき866円
資本組入額の総額 : 1株につき433円
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の総額及び資本組入額の総額
発行価格の総額 : 71,012,000円
資本組入額の総額 : 35,506,000円
- (8) 新株予約権の行使期間
自 平成32年7月20日 至 平成40年7月19日

2. 新株の発行

当社は、平成30年8月31日開催の臨時株主総会及び平成30年8月31日開催の取締役会に基づき、第三者割当により普通株式を発行いたしました。その概要は次のとおりであります。

- (1) 発行株式の種類及び数 普通株式26,000株
- (2) 発行価額 1株につき金866円
- (3) 申込期日 平成30年9月20日(木)
- (4) 払込期日 平成30年9月29日(土)
- (5) 払込金額 22,516,000円
- (6) 払込金額中の資本に組み入れる額 11,258,000円
- (7) 資金使途 運転資金

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記)

連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、新たに設立した株式会社ARUYOを連結の範囲に含めております。

当第2四半期連結会計期間より、新たに設立した北京伊藤商貿有限公司を連結の範囲に含めております。

(追加情報)

当第2四半期連結累計期間(自平成30年7月1日至平成30年12月31日)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年7月1日 至平成30年12月31日)
給与手当	114,753千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年7月1日 至平成30年12月31日)
現金及び預金	348,370千円
現金及び現金同等物	348,370千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間(自平成30年7月1日至平成30年12月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は平成30年9月29日付で、エードット社員持株会から第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第2四半期連結累計期間において資本金が11,258千円、資本準備金が11,258千円増加し、当第2四半期連結会計期間末において資本金が59,838千円、資本準備金が49,838千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、ブランディング事業のみの単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期連結累計期間 (自 平成30年7月1日 至 平成30年12月31日)
1株当たり四半期純利益	52円39銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	92,025
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 金額(千円)	92,025
普通株式の期中平均株式数(株)	1,756,424
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成30年7月19日開催の 臨時株主総会及び平成30 年7月19日開催の取締役 会決議による新株予約権 新株予約権の数 1,639個 (普通株式 81,950株)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】(平成30年6月30日現在)

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	43,596	68,443	0.48	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	61,562	63,810	0.48	平成31年6月30日～ 平成33年4月30日
合計	105,158	132,253	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	45,382	18,428	—	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	151,225	130,369
受取手形	20,092	15,132
売掛金	166,657	201,497
未成業務支出金	4,807	4,086
立替金	※1 2,805	※1 6,144
前払費用	4,193	23,585
繰延税金資産	1,725	3,383
未収入金	26	※1 44,709
短期貸付金	—	※1 9,000
その他	200	—
貸倒引当金	—	△7,474
流動資産合計	351,733	430,433
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3,815	3,523
工具、器具及び備品	1,833	2,232
減価償却累計額	△2,490	△1,394
有形固定資産合計	3,158	4,361
無形固定資産		
ソフトウェア	—	603
ソフトウェア仮勘定	810	—
無形固定資産合計	810	603
投資その他の資産		
関係会社株式	13,770	20,650
敷金	40,884	34,996
長期前払費用	392	—
繰延税金資産	905	—
投資その他の資産合計	55,951	55,646
固定資産合計	59,920	60,611
資産合計	411,654	491,044

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 80,980	※1 99,910
1年内返済予定の長期借入金	43,596	68,443
未払金	※1 12,491	23,594
未払費用	2,939	10,532
未払法人税等	16,272	989
未払消費税等	12,426	7,723
預り金	2,466	4,236
流動負債合計	171,173	215,429
固定負債		
長期借入金	61,562	63,810
固定負債合計	61,562	63,810
負債合計	232,735	279,239
純資産の部		
株主資本		
資本金	43,180	48,580
資本剰余金		
資本準備金	33,180	38,580
資本剰余金合計	33,180	38,580
利益剰余金		
その他利益剰余金	102,558	124,645
繰越利益剰余金	102,558	124,645
利益剰余金合計	102,558	124,645
株主資本合計	178,918	211,805
純資産合計	178,918	211,805
負債純資産合計	411,654	491,044

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月 30日)	当事業年度 (自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 6月 30日)
売上高	799,269	※1 1,326,111
売上原価	※1 443,304	※1 879,541
売上総利益	355,964	446,569
販売費及び一般管理費	※1, ※2 276,931	※2 436,750
営業利益	79,033	9,819
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	0	—
助成金収入	2,000	4,400
業務受託料	—	※1 30,648
その他	※1 69	10
営業外収益合計	2,071	35,060
営業外費用		
支払利息	1,215	1,667
本社移転費用	—	4,508
貸倒引当金繰入額	—	7,474
その他	1,385	—
営業外費用合計	2,600	13,651
経常利益	78,504	31,228
特別利益		
事業譲渡益	—	6,733
特別利益合計	—	6,733
特別損失		
固定資産売却損	—	※3 1,946
関係会社株式評価損	—	1,999
特別損失合計	—	3,946
税引前当期純利益	78,504	34,016
法人税、住民税及び事業税	24,188	12,682
法人税等調整額	△990	△752
法人税等合計	23,197	11,930
当期純利益	55,306	22,086

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)		当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費		42,179	9.5	1,644	0.1
II 経費	※1	404,076	90.5	877,177	99.9
当期総製造費用		446,256	100.0	878,821	100.0
期首未成業務支出金		1,855		4,807	
合計		448,111		883,628	
期末未成業務支出金		4,807		4,086	
売上原価		443,304		879,541	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	384,939	864,632

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	繰越利益剰余金		
当期首残高	15,250	5,250	47,251	67,751	67,751
当期変動額					
新株の発行	27,930	27,930		55,860	55,860
当期純利益			55,306	55,306	55,306
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				—	—
当期変動額合計	27,930	27,930	55,306	111,166	111,166
当期末残高	43,180	33,180	102,558	178,918	178,918

当事業年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	繰越利益剰余金		
当期首残高	43,180	33,180	102,558	178,918	178,918
当期変動額					
新株の発行	5,400	5,400		10,800	10,800
当期純利益			22,086	22,086	22,086
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				—	—
当期変動額合計	5,400	5,400	22,086	32,886	32,886
当期末残高	48,580	38,580	124,645	211,805	211,805

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
関係会社株式
移動平均法による原価法

- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法
未成業務支出金
個別法による原価法

- 3 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産
定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物 10～20年
工具、器具及び備品 3～15年

- 4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式
移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成業務支出金
個別法による原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～20年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

前事業年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

当事業年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
売掛金	一千円	1,620千円
立替金	2,805 "	5,181 "
未収入金	— "	42,759 "
短期貸付金	— "	9,000 "
買掛金	9,757 "	7,500 "
未払金	164 "	— "

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
営業取引による取引高		
売上高	一千円	2,617千円
外注費	24,069 "	132,881 "
営業取引以外の取引による取引高		
業務委託費	818 "	— "
業務受託料	— "	30,648 "
雑収入	65 "	— "

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
役員報酬	37,900千円	48,350千円
給料手当	93,888千円	152,353千円
地代家賃	14,196千円	47,007千円
およその割合		
販売費	11.2%	9.6%
一般管理費	88.8%	90.4%

※3 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
建物及び構築物	一千円	1,728千円
工具、器具及び備品	一千円	217千円
計	一千円	1,946千円

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	平成29年6月30日
関係会社株式	13,770
計	13,770

当事業年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	平成30年6月30日
関係会社株式	20,650
計	20,650

(税効果会計関係)

前事業年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,725千円
資産除去債務	905 "
繰延税金資産小計	2,630千円
評価性引当額	— "
繰延税金資産合計	2,630千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.8%
(調整)	
税額控除	△4.2%
住民税均等割等	0.2%
中小法人軽減税額	△2.2%
その他	1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.5%

当事業年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	119千円
福利厚生積立金	678 "
貸倒引当金	2,585 "
関係会社株式評価損	691 "
繰延税金資産小計	4,075千円
評価性引当額	△691 "
繰延税金資産合計	3,383千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

事業分離

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

1 新株予約権の発行

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象) 1. 新株予約権の発行」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2 新株の発行

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象) 2. 新株の発行」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3 重要な事業の譲渡

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象) 3. 重要な事業の譲渡」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

1 新株予約権の発行

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象) 1. 新株予約権の発行」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2 新株の発行

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象) 2. 新株の発行」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物及び構築物	3,815	3,523	3,815	3,523	275	519	3,247
工具、器具及び備品	1,833	848	449	2,232	1,118	702	1,114
有形固定資産計	5,649	4,371	4,264	5,756	1,394	1,222	4,361
無形固定資産							
ソフトウェア	—	670	—	670	—	67	603
ソフトウェア仮勘定	810	—	810	—	—	—	—
無形固定資産計	810	670	810	670	—	67	603
長期前払費用	392	—	392	—	—	—	—

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物及び構築物 本社 事務所内附属設備 3,523千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	—	7,474	—	7,474

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎年9月
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注1)	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店(注1)
買取手数料	無料(注2)
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.a-dot.co.jp/
株主に対する特典	なし

- (注) 1. 当社株式は、(株)東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取り手数料は、当社株式が(株)東京証券取引所マザーズに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社でないため金融商品取引法第24条の7第1項の適用がありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年9月1日	伊達 晃洋	東京都板橋区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	有限会社T取締役伊達晃洋	東京都板橋区舟渡一丁目13番10-2503	特別利害関係者等(当社代表取締役が議決権の過半数を所有する会社、大株主上位10名)	6,000	42,000,000 (7,000) (注4)	資産管理会社への譲渡
平成30年6月18日	株式会社MUGEN取締役内山正宏	東京都目黒区上目黒3-9-5プラージュメグロ101	特別利害関係者等(大株主上位10名)	内山正宏	東京都目黒区	外部協力者(注6)	9,000	7,794,000 (866) (注4)	所有者の事情による

- (注) 1. 当社は、(株)東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成28年7月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとしてしております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてしております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、類似会社比準方式により算出した価格であります。
5. 平成29年11月15日開催の取締役会決議により、平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記平成28年9月1日移動の「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
6. 当該移動により、特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式②	株式③	株式④
発行年月日	平成28年9月6日	平成29年5月31日	平成29年9月29日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	180株	1,820株	360株
発行価格	7,000円 (注)4	30,000円 (注)4	30,000円 (注)4
資本組入額	3,500円	15,000円	15,000円
発行価額の総額	1,260,000円	54,600,000円	10,800,000円
資本組入額の総額	630,000円	27,300,000円	5,400,000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—	(注)2

項目	株式⑤
発行年月日	平成30年9月29日
種類	普通株式
発行数	26,000株
発行価格	866円 (注)4
資本組入額	433円
発行価額の総額	22,516,000円
資本組入額の総額	11,258,000円
発行方法	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	(注)2

項目	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	平成28年7月1日	平成29年7月18日	平成30年7月19日
種類	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 1,890株	普通株式 2,110株	普通株式 82,000株
発行価格	7,000円 (注)4	30,000円 (注)4	866円 (注)4
資本組入額	3,500円	15,000円	433円
発行価額の総額	13,230,000円	63,300,000円	71,012,000円
資本組入額の総額	6,615,000円	31,650,000円	35,506,000円
発行方法	平成28年5月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成29年7月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成30年7月19日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注)3	(注)3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、(株)東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成30年6月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 4. 発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき7,000円	1株につき30,000円
行使期間	平成30年7月2日から 平成38年5月30日まで	平成31年7月19日から 平成39年7月18日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同左

	新株予約権④
行使時の払込金額	1株につき866円
行使期間	平成32年7月20日から 平成40年7月19日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

7. 平成29年11月15日開催の取締役会決議により、平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、平成29年11月30日以前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

株 式②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
㈱MUGEN 代表取締役 内山正宏 資本金 9百万円	東京都目黒区 上目黒3-9-5 ブラージュメグロ101	飲食店の運営	180	1,260,000 (7,000)	当社の取引先

(注) 平成29年11月15日開催の取締役会決議により、平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

株 式③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
瓜生健太郎	東京都文京区	弁護士	750	22,500,000 (30,000)	顧問弁護士事務所代表
玉塚元一	東京都渋谷区	会社役員	200	6,000,000 (30,000)	外部協力者
㈱リヴァンプ 代表取締役 湯浅智之 資本金 100百万円	東京都港区北青山 2-12-16 北青山吉川ビル3F	経営支援・経営 コンサルティング	100	3,000,000 (30,000)	外部協力者
田中雅人	東京都港区	会社役員	100	3,000,000 (30,000)	外部協力者
辻秀一	東京都渋谷区	会社役員	100	3,000,000 (30,000)	外部協力者
寺田航平	東京都渋谷区	会社役員	100	3,000,000 (30,000)	外部協力者
海老根智仁	神奈川県逗子市	会社役員	100	3,000,000 (30,000)	外部協力者
松崎文治	千葉県市川市	会社役員	100	3,000,000 (30,000)	当社監査役
高森浩一	京都府向日市	会社役員	100	3,000,000 (30,000)	当社監査役
松木大輔	東京都文京区	弁護士	100	3,000,000 (30,000)	外部協力者
竹川敦史	東京都世田谷区	会社役員	70	2,100,000 (30,000)	外部協力者

(注) 平成29年11月15日開催の取締役会決議により、平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

株 式④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
エードット社員持株会 理事長 柏崎智美	東京都渋谷区渋谷 2-16-1	社員持株会	360	10,800,000 (30,000)	当社の社員持株会

(注) 平成29年11月15日開催の取締役会決議により、平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

株 式⑤

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
エードット社員持株会 理事長 柏崎智美	東京都渋谷区渋谷 2-16-1	社員持株会	26,000	22,516,000 (866)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社の社員持株会

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
清田 卓生	神奈川県藤沢市	会社役員	1,500	10,500,000 (7,000)	当社従業員
飯田 修平	東京都武蔵野市	会社役員	30	210,000 (7,000)	特別利害関係者等 (子会社取締役)
増井 健一郎	東京都渋谷区	会社役員	20	140,000 (7,000)	外部協力者
中村 近史	東京都品川区	会社役員	5	35,000 (7,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
林 晋吾	東京都新宿区	会社役員	5	35,000 (7,000)	特別利害関係者等 (当社監査役)

- (注) 1. 平成29年11月15日開催の取締役会決議により、平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
2. 上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は19名であり、その株式の総数は330株であります。
3. 退職等により当社取締役2名、当社監査役1名、子会社取締役1名及び従業員5名1,620株分の権利が喪失しております。

新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
牧野 圭太	東京都目黒区	会社役員	550	16,500,000 (30,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
仲亀 敦	神奈川県川崎市中原区	会社役員	100	3,000,000 (30,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
清田 卓生	神奈川県藤沢市	会社役員	100	3,000,000 (30,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
長谷川 哲士	東京都渋谷区	会社役員	100	3,000,000 (30,000)	特別利害関係者等 (子会社取締役)
星 翔太	東京都世田谷区	会社役員	30	900,000 (30,000)	特別利害関係者等 (子会社取締役)
五十嵐 雅彦	東京都大田区	会社役員	30	900,000 (30,000)	特別利害関係者等 (子会社取締役)
阿部 慎史	東京都江東区	税理士	10	300,000 (30,000)	外部協力者
和田 圭史	東京都中央区	会社役員	10	300,000 (30,000)	外部協力者

- (注) 1. 平成29年11月15日開催の取締役会決議により、平成29年12月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
2. 上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員(子会社従業員を含む)は37名であり、その株式の総数は1,180株であります。
3. 退職等により当社取締役1名及び従業員5名230株分の権利が喪失しております。

新株予約権④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
小野川 翼	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	12,000	10,392,000 (866)	当社従業員
戴 蓉婧	東京都台東区	会社役員	9,000	7,794,000 (866)	特別利害関係者等 (子会社取締役)
牧野 圭太	東京都目黒区	会社役員	8,500	7,361,000 (866)	特別利害関係者等 (当社取締役)
玉塚 元一	東京都渋谷区	会社役員	5,000	4,330,000 (866)	特別利害関係者等 (当社取締役)
永田 謙介	東京都八王子市	会社役員	5,000	4,330,000 (866)	特別利害関係者等 (子会社取締役)
中田 雅之	東京都千代田区	会社役員	5,000	4,330,000 (866)	特別利害関係者等 (子会社取締役)
吉田 光志	東京都目黒区	会社員	4,950	4,286,700 (866)	当社従業員
和田 圭史	東京都中央区	会社員	3,500	3,031,000 (866)	当社従業員
長屋 聖士	東京都目黒区	会社員	2,500	2,165,000 (866)	当社従業員
池谷 敬	東京都世田谷区	会社員	2,000	1,732,000 (866)	当社従業員
長谷川 哲士	東京都渋谷区	会社役員	1,500	1,299,000 (866)	特別利害関係者等 (子会社取締役)
阿部 慎史	東京都江東区	税理士	1,500	1,299,000 (866)	特別利害関係者等 (当社取締役)
飯田 祐一郎	茨城県牛久市	会社役員	1,500	1,299,000 (866)	外部協力者
岩本 大河	東京都葛飾区	会社員	1,500	1,299,000 (866)	当社従業員
飯田 修平	東京都武蔵野市	会社役員	1,000	866,000 (866)	外部協力者
五十嵐 雅彦	東京都大田区	会社役員	1,000	866,000 (866)	特別利害関係者等 (子会社取締役)
宮崎 成人	東京都江東区	会社役員	1,000	866,000 (866)	外部協力者
鈴木 範子	東京都中央区	会社役員	1,000	866,000 (866)	外部協力者
星 翔太	東京都世田谷区	会社役員	500	433,000 (866)	特別利害関係者等 (子会社取締役)

(注) 1. 上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員(子会社従業員を含む)は48名であり、その株式の総数は14,050株であります。

2. 退職等により従業員1名50株分の権利が喪失しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
伊達 晃洋 ※1, 2, 6	東京都板橋区	1, 250, 000	61. 02
(有)T ※1, 5	東京都板橋区舟渡1-13-10-2503	300, 000	14. 65
仲亀 敦 ※3	神奈川県川崎市中原区	95, 000 (95, 000)	4. 64 (4. 64)
㈱ワンセンチュリーカンパニー ※1	東京都目黒区大橋1-2-5K Sビル5階	75, 000	3. 66
エードット社員持株会 ※1	東京都渋谷区渋谷2-16-1	44, 000	2. 15
瓜生 健太郎 ※1	東京都文京区	37, 500	1. 83
牧野 圭太 ※4, 6	東京都目黒区	36, 000 (36, 000)	1. 76 (1. 76)
玉塚 元一 ※1, 4	東京都渋谷区	15, 000 (5, 000)	0. 73 (0. 24)
小野川 翼 ※6, 7	神奈川県横浜市鶴見区	15, 000 (15, 000)	0. 73 (0. 73)
吉田 光志 ※7	東京都世田谷区	14, 950 (14, 950)	0. 73 (0. 73)
池谷 敬 ※7	東京都世田谷区	12, 500 (12, 500)	0. 61 (0. 61)
内山 正宏 ※1	東京都目黒区	9, 000	0. 44
戴 蓉婧 ※6, 7	東京都台東区	9, 000 (9, 000)	0. 44 (0. 44)
中川 竜一郎 ※7	東京都杉並区	8, 500 (8, 500)	0. 41 (0. 41)
長谷川 哲士 ※6, 7	東京都渋谷区	6, 500 (6, 500)	0. 32 (0. 32)
柴田 賢藏 ※8	東京都渋谷区	5, 500 (5, 500)	0. 27 (0. 27)
田中 雅人 ※1	東京都港区	5, 000	0. 24
辻 秀一 ※1, 6	東京都渋谷区	5, 000	0. 24
寺田 航平 ※1	東京都渋谷区	5, 000	0. 24
海老根 智仁 ※1	神奈川県逗子市	5, 000	0. 24
㈱リヴァンプ ※1	東京都港区北青山2-12-16 北青山吉川ビル3F	5, 000	0. 24
松崎 文治 ※1, 4	千葉県市川市	5, 000	0. 24
高森 浩一 ※1	京都府向日市	5, 000	0. 24
松木 大輔 ※1, 4	東京都文京区	5, 000	0. 24
永田 謙介 ※6, 7	東京都八王子市	5, 000 (5, 000)	0. 24 (0. 24)
中田 雅之 ※6, 7	東京都千代田区	5, 000 (5, 000)	0. 24 (0. 24)
和田 圭史 ※7	東京都中央区	4, 000 (4, 000)	0. 20 (0. 20)
柏崎 智美 ※7	神奈川県横浜市西区	3, 550 (3, 550)	0. 17 (0. 17)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
竹川 敦史	東京都世田谷区	3,500	0.17
三栖 一馬 ※7	東京都渋谷区	2,750 (2,750)	0.13 (0.13)
小林 竜太 ※7	東京都渋谷区	2,750 (2,750)	0.13 (0.13)
五十嵐 雅彦 ※6,7	東京都世田谷区	2,500 (2,500)	0.12 (0.12)
長屋 聖士 ※7	東京都目黒区	2,500 (2,500)	0.12 (0.12)
山中 泰子 ※7	東京都杉並区	2,050 (2,050)	0.10 (0.10)
星 翔太 ※6,7	東京都世田谷区	2,000 (2,000)	0.10 (0.10)
阿部 良太 ※7	東京都世田谷区	2,000 (2,000)	0.10 (0.10)
阿部 慎史 ※4	東京都江東区	2,000 (2,000)	0.10 (0.10)
植木 巖 ※7	東京都大田区	1,800 (1,800)	0.09 (0.09)
石曾根 徹也 ※7	東京都世田谷区	1,800 (1,800)	0.09 (0.09)
金 瑞瑛 ※7	神奈川県大和市	1,800 (1,800)	0.09 (0.09)
村西 隆太 ※7	東京都世田谷区	1,550 (1,550)	0.08 (0.08)
飯野 歩 ※7	東京都目黒区	1,500 (1,500)	0.07 (0.07)
飯田 祐一郎	茨城県牛久市	1,500 (1,500)	0.07 (0.07)
岩本 大河 ※7	東京都葛飾区	1,500 (1,500)	0.07 (0.07)
井上 裕一 ※8	東京都目黒区	1,250 (1,250)	0.06 (0.06)
工藤 菜々実 ※7	東京都品川区	1,050 (1,050)	0.05 (0.05)
森 宗太 ※7	千葉県浦安市	1,050 (1,050)	0.05 (0.05)
増井 健一郎	東京都渋谷区	1,000 (1,000)	0.05 (0.05)
橋本 あや ※7	東京都品川区	1,000 (1,000)	0.05 (0.05)
飯田 修平	東京都武蔵野市	1,000 (1,000)	0.05 (0.05)
宮崎 成人	東京都江東区	1,000 (1,000)	0.05 (0.05)
鈴木 範子	東京都中央区	1,000 (1,000)	0.05 (0.05)
所有株式数800株の株主3名	—	2,400 (2,400)	0.12 (0.12)
所有株式数550株の株主9名	—	4,950 (4,950)	0.24 (0.24)
所有株式数500株の株主13名	—	6,500 (6,500)	0.32 (0.32)
所有株式数250株の株主7名	—	1,750 (1,750)	0.09 (0.09)
計	—	2,048,450 (279,450)	100.00 (13.64)

- (注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。
- 1 特別利害関係者等(大株主上位10名)
 - 2 特別利害関係者等(当社代表取締役社長)
 - 3 特別利害関係者等(当社取締役副社長)
 - 4 特別利害関係者等(当社取締役)
 - 5 特別利害関係者等(当社代表取締役が議決権の過半数を所有する会社)
 - 6 特別利害関係者等(子会社取締役)
 - 7 当社従業員
 - 8 子会社従業員
2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成31年2月15日

株式会社エードット
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加賀美 弘明 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 晃一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エードットの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エードット及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象1に記載されているとおり、会社は平成29年7月18日開催の臨時株主総会及び平成29年7月18日開催の取締役会において、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、発行している。
 2. 重要な後発事象3に記載されているとおり、会社は平成29年1月5日にセールスプロモーションサービスの一部事業を譲渡することについての事業譲渡基本合意書を締結し、平成29年7月1日付けで事業譲渡を行っている。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年2月15日

株式会社エードット
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加賀美 弘明 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 晃一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エードットの平成29年7月1日から平成30年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エードット及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象 1 に記載されているとおり、会社は平成30年 7 月19日開催の臨時株主総会及び平成30年 7 月19日開催の取締役会において、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、発行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年2月15日

株式会社エードット
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加賀美 弘明 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 晃一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エードットの平成30年7月1日から平成31年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成30年10月1日から平成30年12月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成30年7月1日から平成30年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エードット及び連結子会社の平成30年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年2月15日

株式会社エードット
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加賀美 弘明 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 晃一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エードットの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エードットの平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象1に記載されているとおり、会社は平成29年7月18日開催の臨時株主総会及び平成29年7月18日開催の取締役会において、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、発行している。
 2. 重要な後発事象3に記載されているとおり、会社は平成29年1月5日にセールスプロモーションサービスの一部事業を譲渡することについての事業譲渡基本合意書を締結し、平成29年7月1日付けで事業譲渡を行っている。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年2月15日

株式会社エードット
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加賀美 弘明 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 晃一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エードットの平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エードットの平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象 1 に記載されているとおり、会社は平成30年 7 月19日開催の臨時株主総会及び平成30年 7 月19日開催の取締役会において、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、発行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

adot